



# 第5章

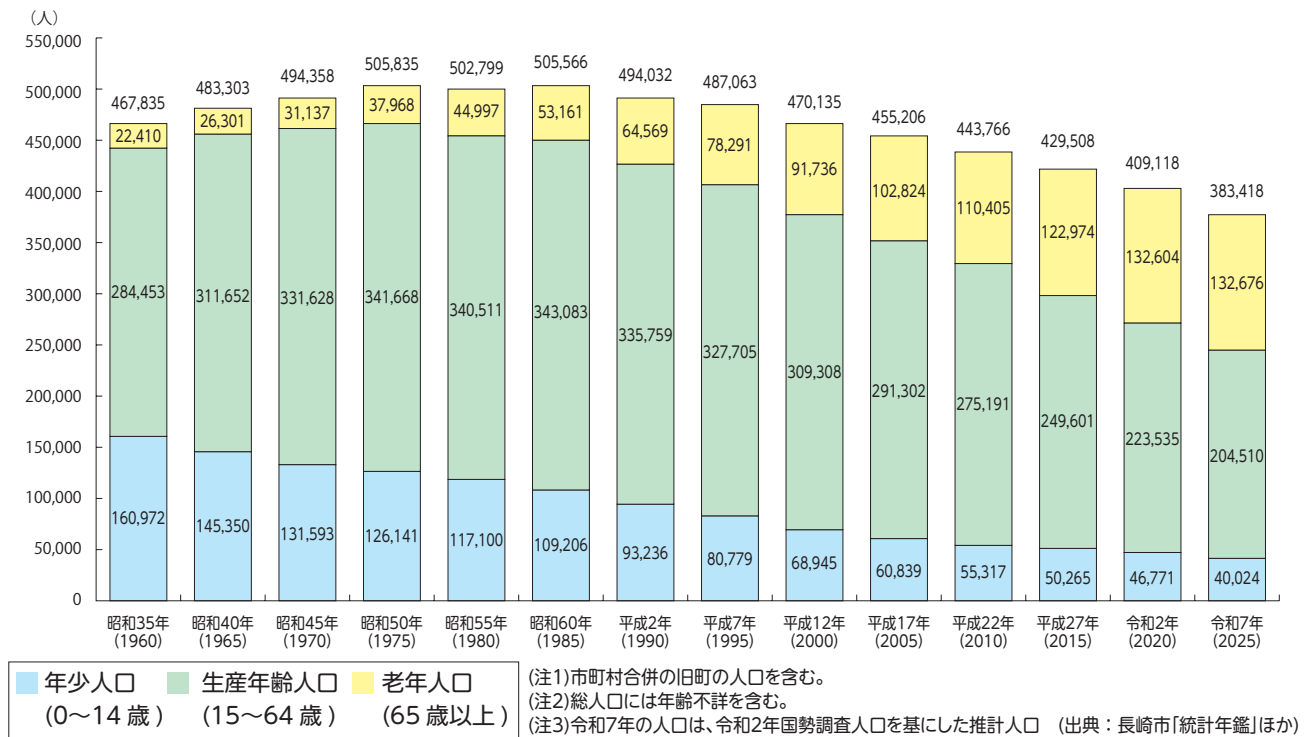
---

# 資料編

# 1 人口動態等

## 1 人口の推移

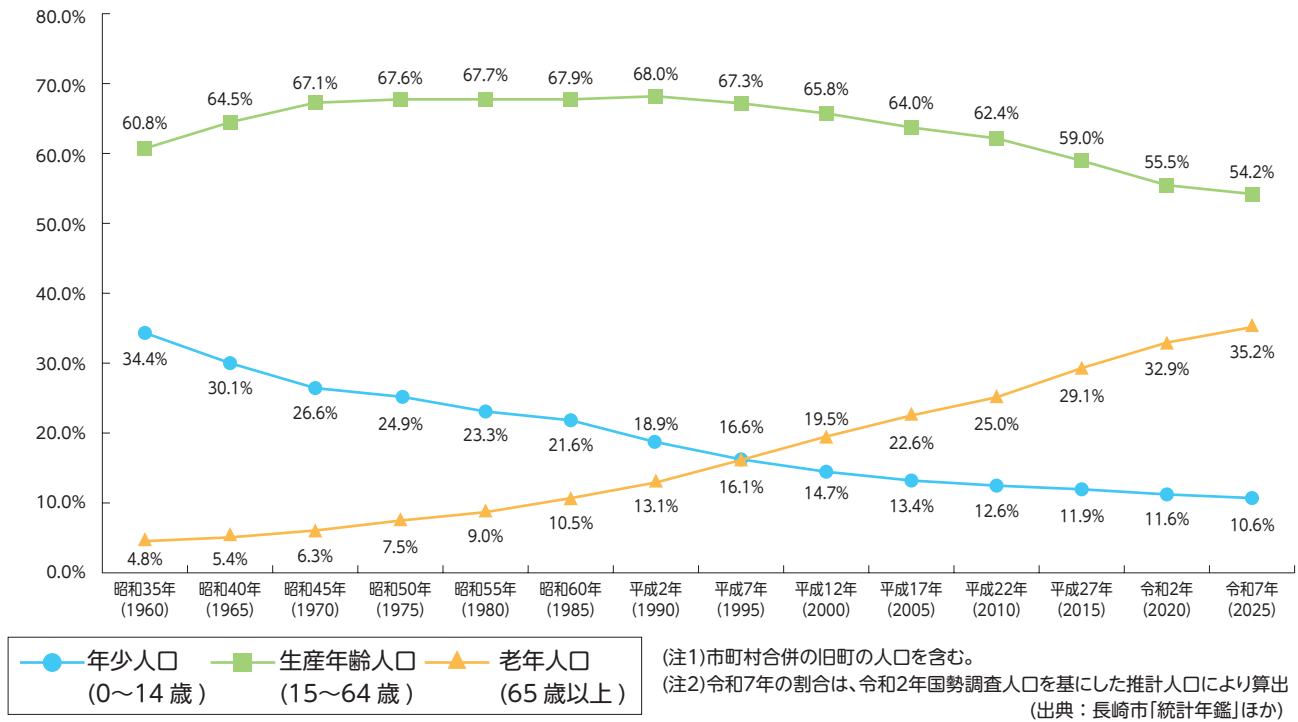
- 長崎市の人口は、昭和50年頃に、それまでの増加傾向から横ばいへ移行し、昭和60年を過ぎた頃から減少に転じている。
- 令和7年の推計人口は、38万3千418人であり、人口が最も多かった昭和50年から50年間で12万人以上が減少している。
- さらに、「年少人口」が減少の一途をたどる中、「老年人口」の増加が継続しており、少子化と高齢化が同時に進行している状況となっている。



図表1 総人口及び年齢3区分別人口の推移

## 2 年齢3区分別人口の推移

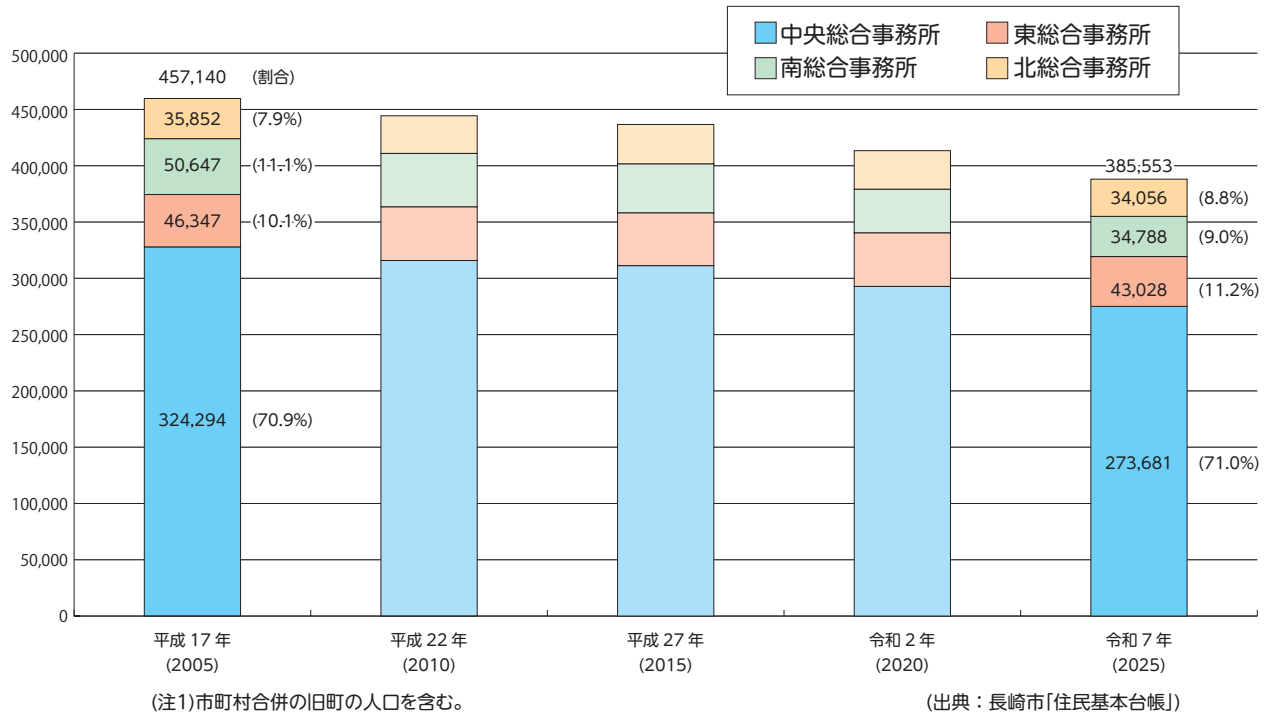
- 年少人口割合と老年人口割合が平成7年頃を境に逆転しており、少子化と高齢化が同時に進展していることが分かる。
- また、「生産年齢人口」、「年少人口」の減少により「老年人口」の割合が増加し、人口が最も多かった昭和50年に7.5%だった「老年人口」の割合が、令和7年には35.2%にまで増加するなど、少子化及び高齢化が引き続き進行することが予想される。



図表2 年齢3区分別人口の推移

### 3 地区別人口の推移

- 中央、東、南、北総合事務所全て、人口減少が継続している。
- 総人口に占める割合は、中央総合事務所が最も多く、令和7年は71.0%を占めている。  
南総合事務所の割合は、平成17年は11.1%であったが、令和7年は9.0%に減少している。



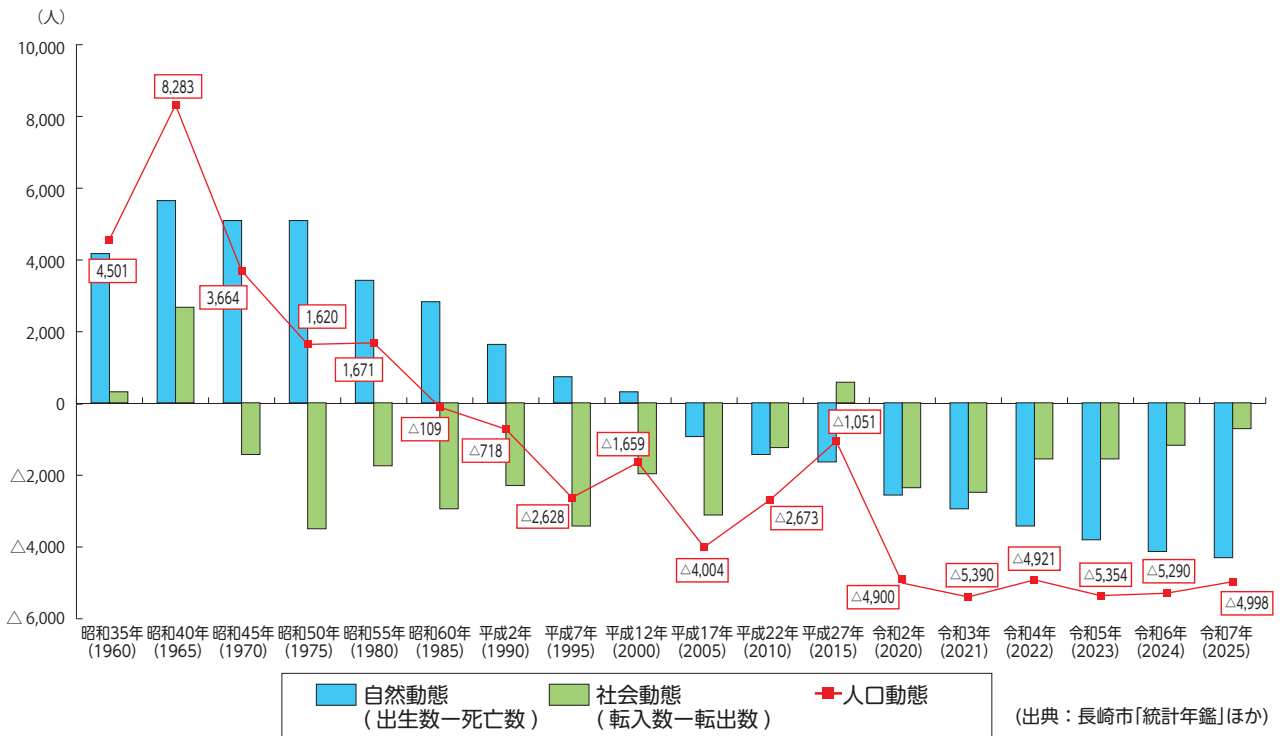
(内訳)

	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)	令和7年 (2025)	減少数 (2005→2025)
<b>中央総合事務所</b>	<b>324,294</b>	<b>314,928</b>	<b>309,398</b>	<b>291,132</b>	<b>273,681</b>	<b>▲ 50,613</b>
中央地域	190,404	186,115	183,651	171,754	162,203	▲ 28,201
小ヶ倉地域	10,247	9,654	9,058	8,541	7,973	▲ 2,274
小樽地域	4,760	5,312	6,091	6,883	6,850	▲ 2,090
西浦上地域	55,892	55,032	55,095	52,223	49,282	▲ 6,610
滑石地域	34,879	32,974	31,573	29,906	27,738	▲ 7,141
福田地域	10,931	10,321	9,791	9,029	8,385	▲ 2,546
茂木地域	13,156	12,004	10,950	10,073	8,939	▲ 4,217
式見地域	4,025	3,516	3,189	2,723	2,311	▲ 1,714
<b>東総合事務所</b>	<b>46,347</b>	<b>46,959</b>	<b>46,789</b>	<b>45,888</b>	<b>43,028</b>	<b>▲ 3,319</b>
日見地域	8,672	8,197	8,149	7,316	6,428	▲ 2,244
東長崎地域	37,675	38,762	38,640	38,572	36,600	▲ 1,075
<b>南総合事務所</b>	<b>50,647</b>	<b>46,627</b>	<b>43,584</b>	<b>39,003</b>	<b>34,788</b>	<b>▲ 15,859</b>
土井首地域	17,001	16,110	15,394	14,159	12,998	▲ 4,003
深堀地域	8,407	7,604	6,946	5,857	4,998	▲ 3,409
香焼地域	4,398	4,119	4,062	3,342	2,851	▲ 1,547
伊王島地域	895	774	758	673	561	▲ 334
高島地域	792	539	401	340	225	▲ 567
野母崎地域	7,166	6,311	5,550	4,845	4,179	▲ 2,987
三和地域	11,988	11,170	10,473	9,787	8,976	▲ 3,012
<b>北総合事務所</b>	<b>35,852</b>	<b>35,384</b>	<b>35,754</b>	<b>35,482</b>	<b>34,056</b>	<b>▲ 1,796</b>
三重地域	17,810	18,220	19,513	20,113	19,571	▲ 1,761
外海地域	5,106	4,496	3,856	3,323	2,860	▲ 2,246
琴海地域	12,936	12,668	12,385	12,046	11,625	▲ 1,311
<b>全市合計</b>	<b>457,140</b>	<b>443,898</b>	<b>435,525</b>	<b>411,505</b>	<b>385,553</b>	<b>▲ 71,587</b>

図表3 各地区の人口の推移

## 4 人口動態\*の状況

- 「自然動態\*」は昭和50年頃から減少し、平成17年頃から自然減の状況が続いており、近年もその減少幅は拡大している。
- 「社会動態\*」は昭和45年頃から転出超過の状況が続いているが、近年はその減少幅は縮小している。
- 「人口動態」としては、昭和60年頃を境に減少となっていることが分かる。



図表4 人口動態の推移

\*人口動態

出生、死亡、転入、転出に伴う人口の動き  
(人口動態=自然動態+社会動態)

\*自然動態

出生、死亡に伴う人口の動き  
(自然動態=出生数-死亡数)

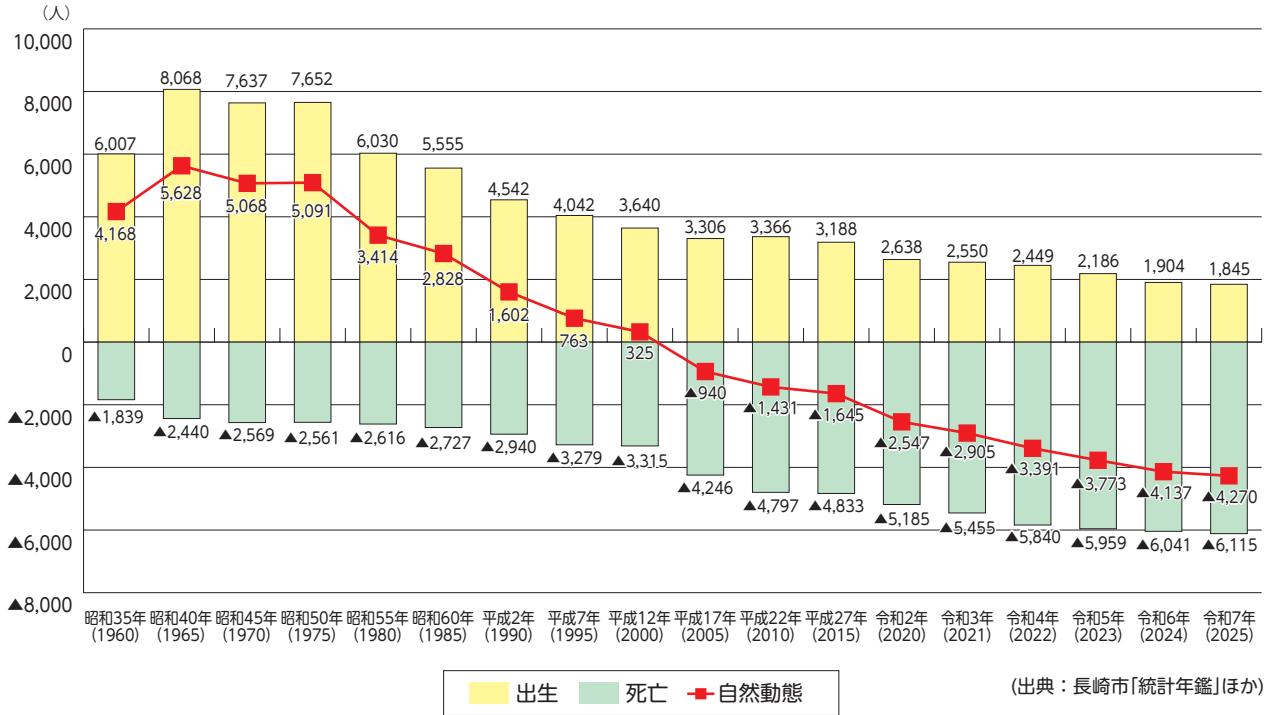
\*社会動態

転入、転出に伴う人口の動き  
(社会動態=転入数-転出数)

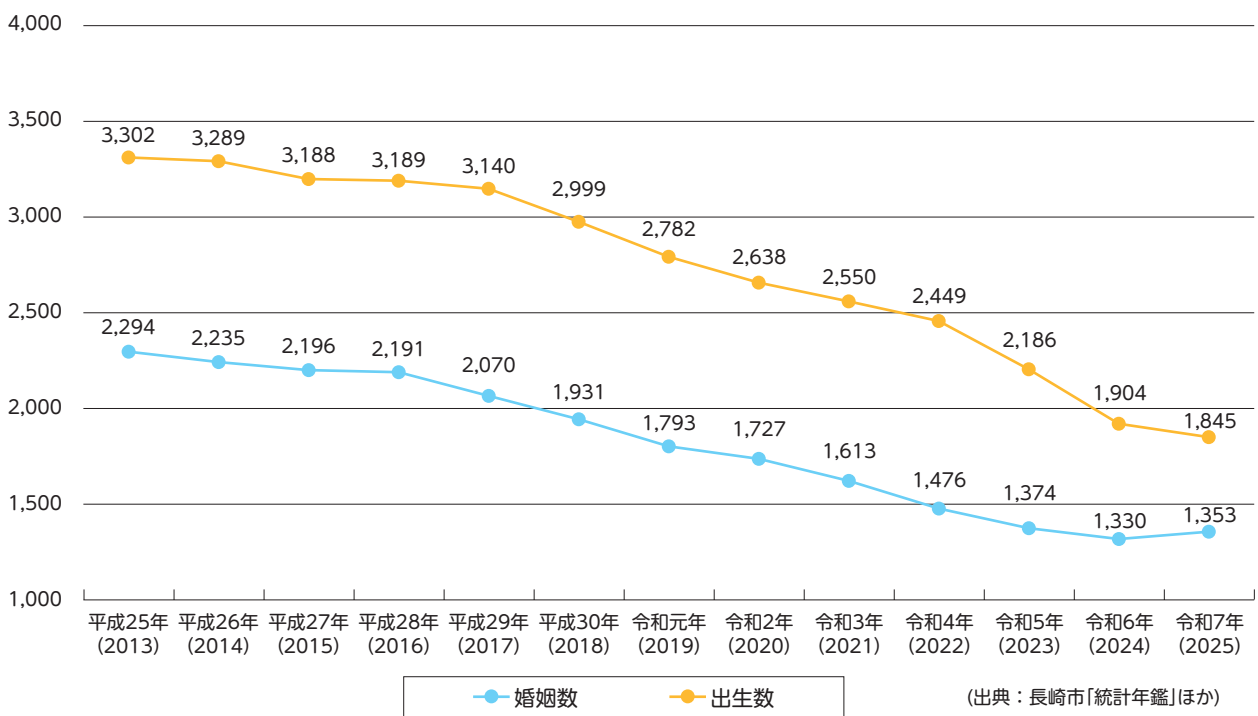
## 5 自然動態の状況

### (1) 自然動態の長期的動向

- 令和7年は、自然増加が最も大きかった昭和40年と比較すると出生数は約6,200人減少、死亡数は約3,700人増加し、自然動態は約9,900人悪化している。
- 少子化の進行、死亡数の増加によって、平成17年頃から自然減少となり、その傾向は拡大している状況である。



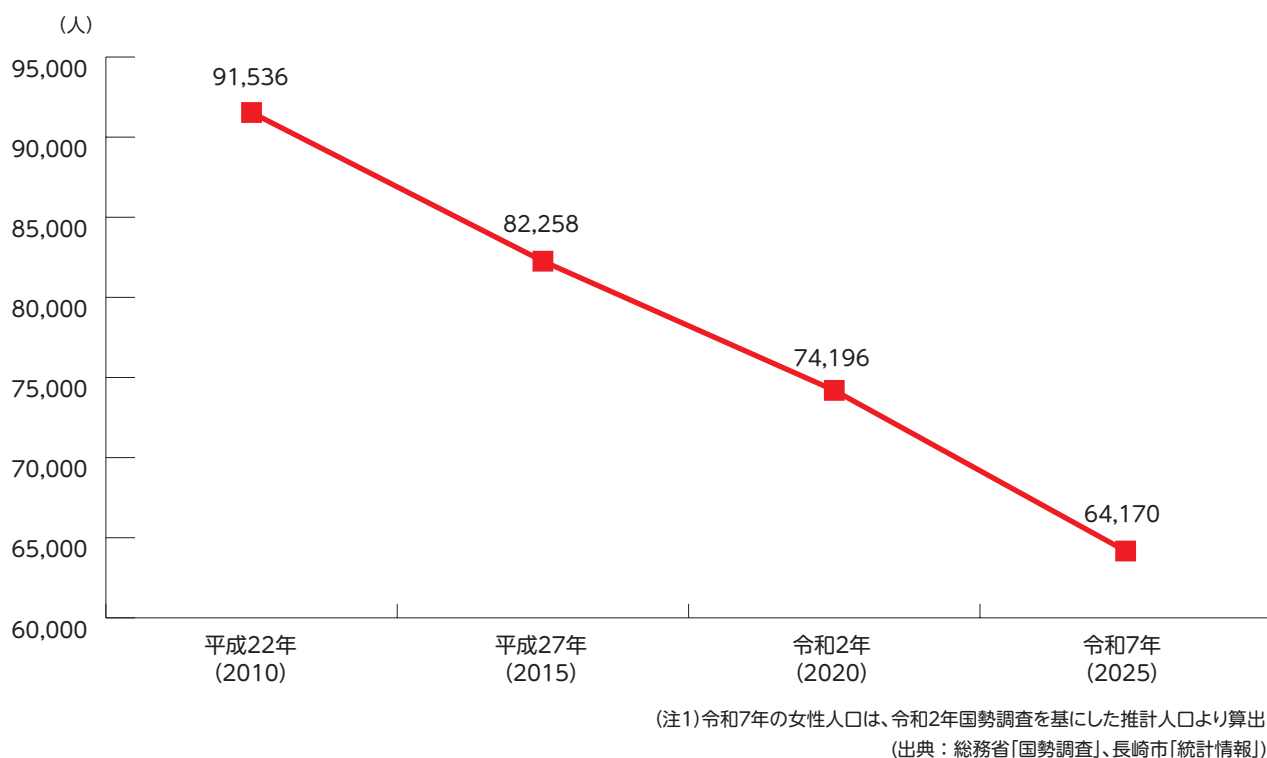
図表5 自然動態の長期的動向



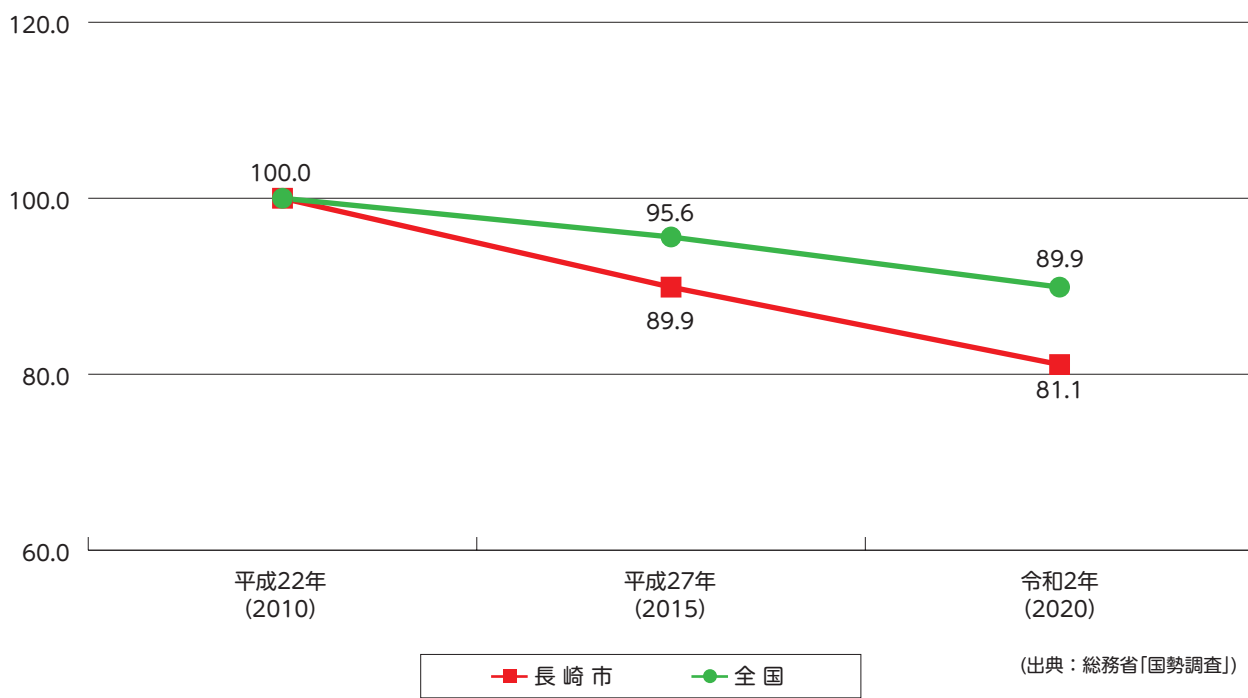
図表6 婚姻数と出生数

## (2) 出産可能年齢\*人口の推移

● 出産可能年齢女性人口は、一貫して減少しており、出産可能年齢の女性人口の減少率を全国と比較すると、全国は平成22年から令和2年の10年間で10.1ポイントの減少であるのに対して、長崎市は18.9ポイント減少している。



図表7 出産可能年齢（15～49歳）の女性人口の推移

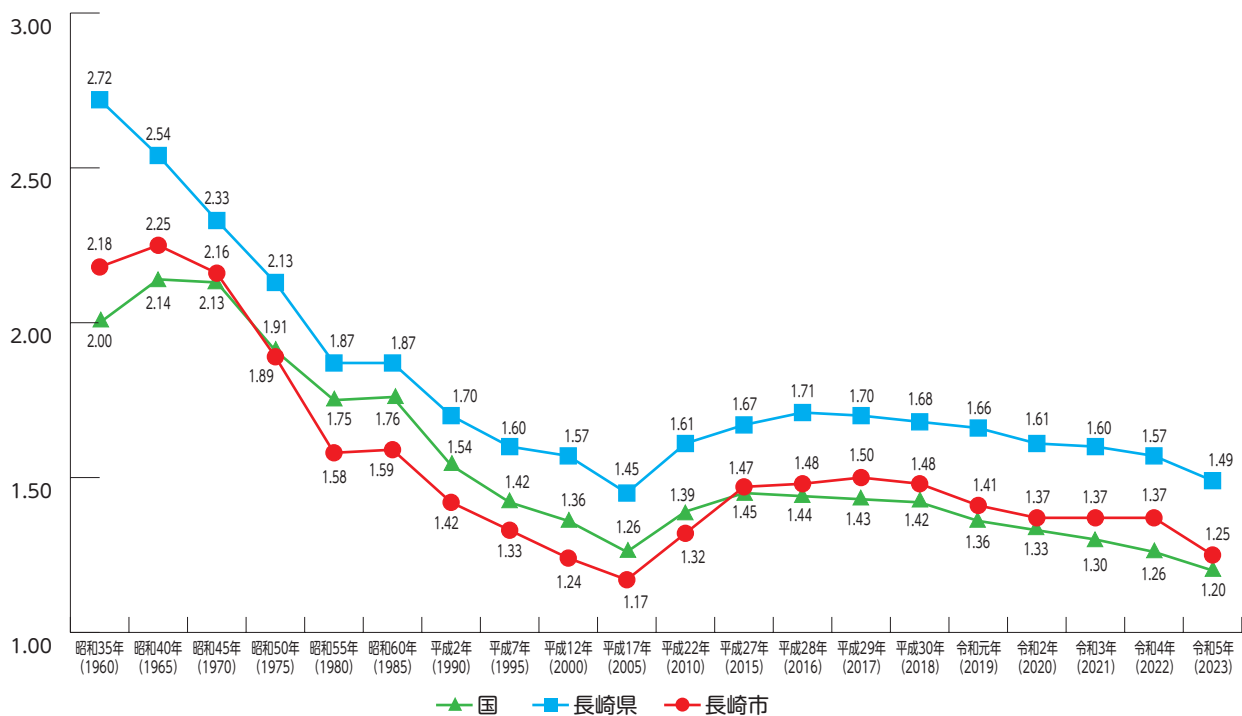


図表8 出産可能年齢（15～49歳）の女性人口の推移（平成22年を100とした場合）

\* 出産可能年齢女性  
厚生労働省と世界保健機関が合計特殊出生率を算出する母集団と定義としている15～49歳の女性。

### (3) 合計特殊出生率\*の推移

- 合計特殊出生率は、第二次ベビーブームである昭和40年代後半までは、人口を維持するために必要な水準（人口置換水準\*）といわれる2.07を上回る率であったが、その後、未婚率の上昇、晩婚化、晩産化等の影響により、国・県・市ともに徐々に低下し、長崎市は平成17年に1.17まで落ち込んだ。
- 平成17年以降、全国的に徐々に持ち直しの兆しを見せており、長崎市は、平成27年から国の数値を上回っている。
- 近年は全国的にまた減少傾向にある中で、長崎市は、子育て世帯の負担軽減等に取り組んできた結果、令和2年以降1.37を維持していたが、令和5年は1.25と低下した。



図表9 合計特殊出生率の推移

\* 合計特殊出生率

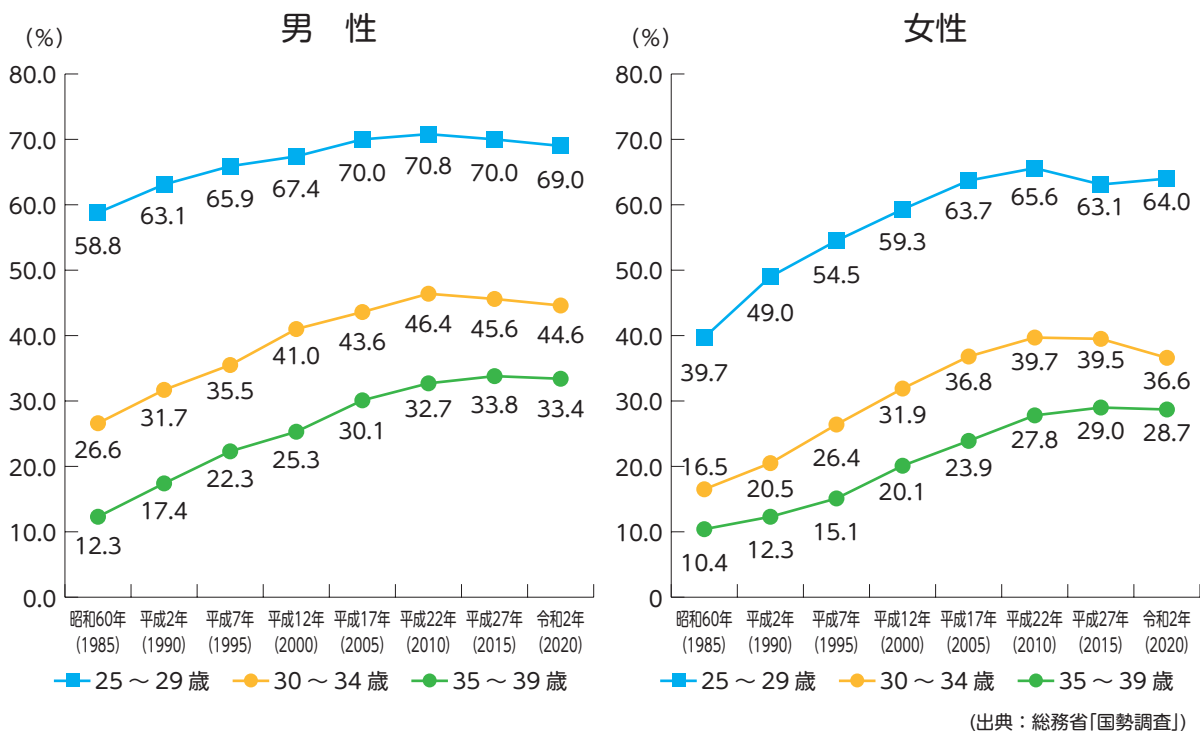
一人の女性が一生の間に生む子どもの平均数。

\* 人口置換水準

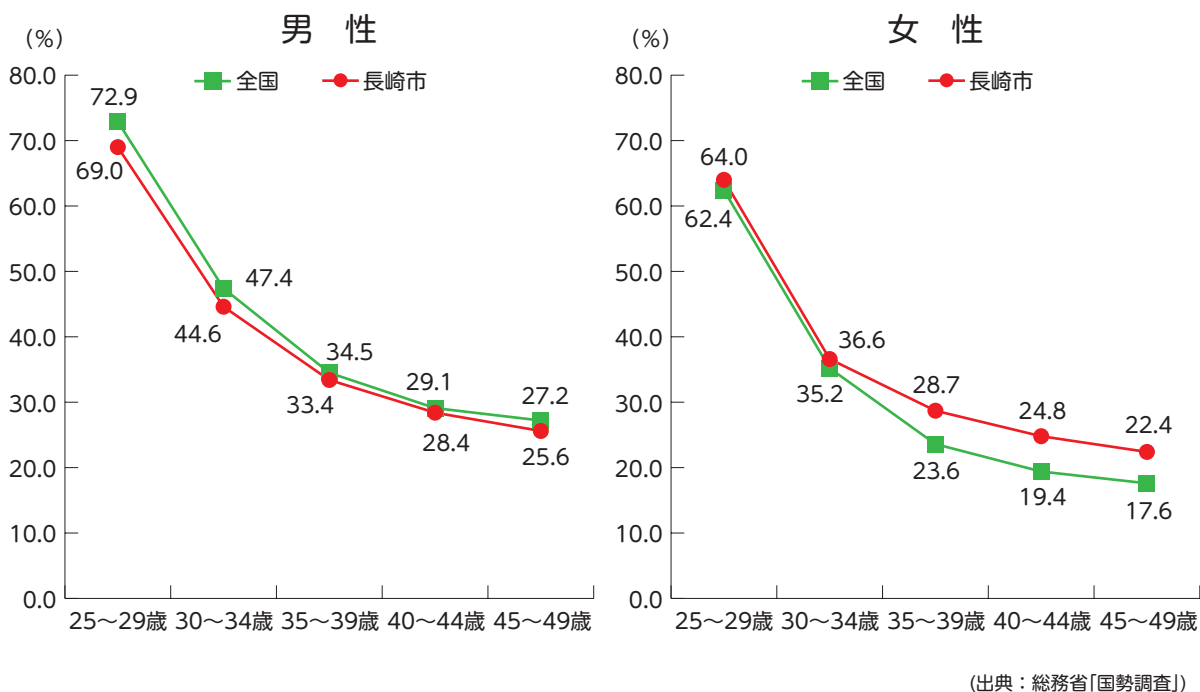
人口が長期的に増えも減りもせず一定となる出生の水準のこと。我が国の人口置換水準は、合計特殊出生率2.07である。

#### (4) 未婚率の推移

- 長崎市の20代後半から30代後半の男女の未婚率は、昭和60年以降、男女とも増加傾向であるが、令和2年は、20代後半の女性以外は未婚率が減少している。
- 長崎市は、男性の未婚率は各年齢層とも全国平均を下回っているが、女性の未婚率は各年齢層とも全国平均を上回っている。



図表10 未婚率の推移

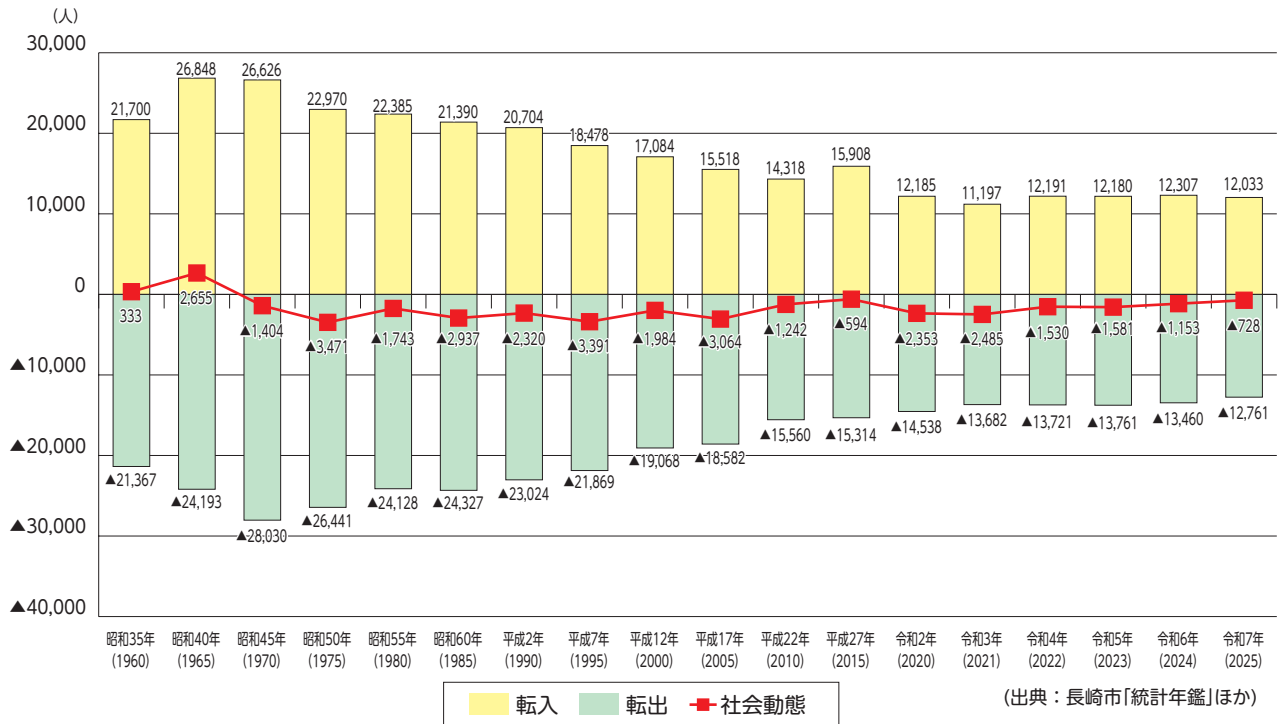


図表11 男女、年齢別未婚率の全国との比較（令和2年）

## 6 社会動態の状況

### (1) 社会動態の長期的動向

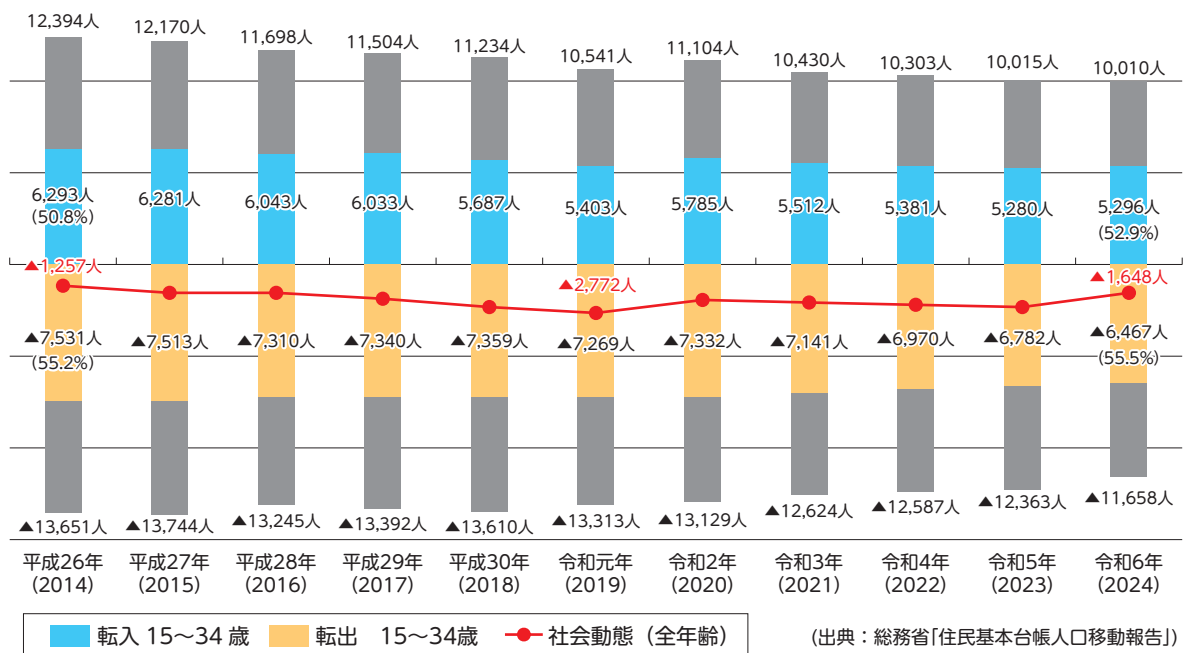
- 転入超過が最も大きかった昭和40年と比較すると転入者数は約14,800人、転出者数は約11,400人減少し、社会動態は約3,400人悪化している。
  - 社会動態は改善傾向にはあるものの、転出超過の状況が継続している。
- なお、平成27年の一時的な転入超過は、大型客船建造に伴う外国人労働者の大量流入の影響によるもの。



図表12 社会動態の長期的動向

### (2) 近年の社会動態の推移 (日本人)

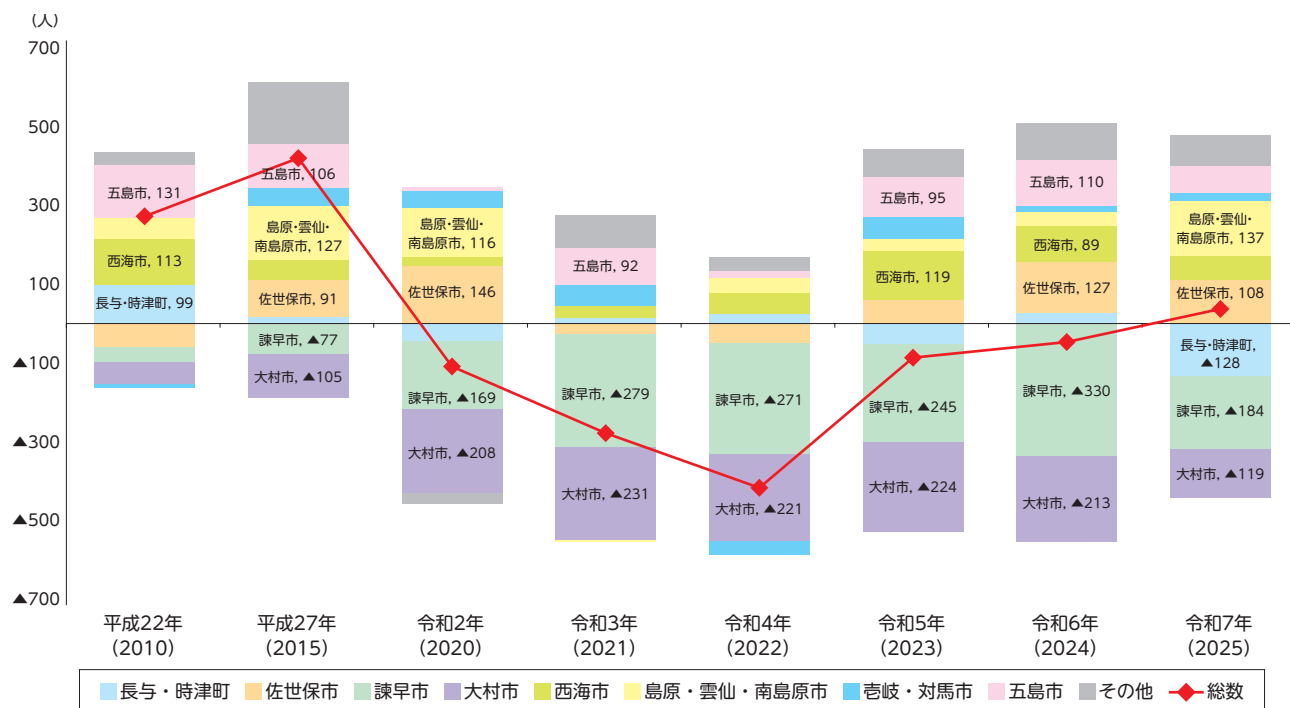
- 直近で転出超過数が最も多かった令和元年から令和6年にかけて、転入者数は約500人減少しているが、転出者数も約1,600人減少しており、転出超過数は約1,100人改善している。



図表13 社会動態の推移 (日本人)

### (3) 地域ブロック別社会動態の状況 (県内)

- 県内動態は、令和2年頃から転出超過の状況にあったが、令和4年以降は転出超過が縮小し、令和7年は転入超過となった。
- 諫早市、大村市には転出超過の状況が続いているが、令和7年はどちらも転出超過が縮小している。

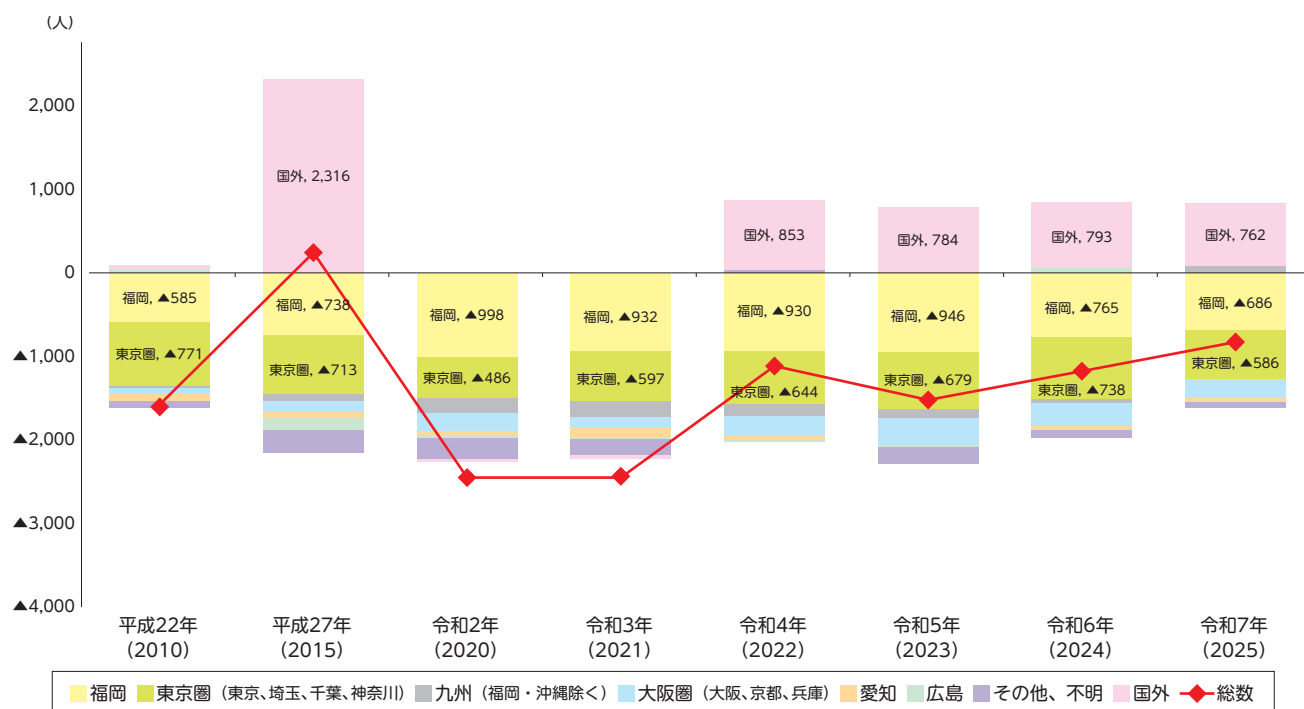


(出典：長崎市「統計年鑑」ほか)

図表14 地域ブロック別社会動態の状況 (県内)

### (4) 地域ブロック別社会動態の状況 (県外)

- 外国人移動の影響を除くと、一貫して転出超過の状況であり、主な移動先は、福岡県、東京圏（東京・埼玉・千葉・神奈川）である。



(出典：長崎市「統計年鑑」ほか)

図表15 地域ブロック別社会動態の状況 (県外)

(5) 昼夜間人口の推移及び通勤・通学の状況

- 長崎市は、昼夜間人口比率\*が100%を超えて推移していることから、近隣自治体から通勤・通学者が流入超過している。
- また、近隣自治体である諫早市、長与町、時津町の通勤・通学者の10%以上が長崎市へ通勤・通学しており、そのうち連携中枢都市圏\*を形成している自治体の通勤・通学者の状況を見ると、長与町は約50%、時津町は約40%の人が長崎市へ通勤・通学しており、生活圏が一体化した地域であることが分かる。

(単位：人)

	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)
夜間人口*	469,989	454,965	440,913	422,840	402,910
昼間人口*	484,248	467,889	454,927	437,075	413,287
昼間超過数	14,259	12,924	14,014	14,235	10,377
昼夜間比率	103.0%	102.8%	103.2%	103.4%	102.6%

(注1) 全ての年において、夜間人口・昼間人口には年齢不詳を含まず、労働状態不詳を含む。

(出典：総務省「国勢調査」)

図表16 昼夜間人口の推移

(単位:人)

		平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)
諫早市	常住する就業・通学者数	76,658	75,775	72,100	73,424	70,310
	長崎市へ通勤・通学	9,385	8,954	8,867	9,101	8,300
	長崎市への依存率	12.24%	11.82%	12.30%	12.40%	11.80%
大村市	常住する就業・通学者数	45,100	46,196	47,418	48,889	49,297
	長崎市へ通勤・通学	2,024	2,257	2,487	2,844	2,837
	長崎市への依存率	4.49%	4.89%	5.24%	5.82%	5.75%
長与町	常住する就業・通学者数	21,101	22,040	22,337	22,745	22,025
	長崎市へ通勤・通学	11,151	11,303	11,687	10,931	10,292
	長崎市への依存率	52.85%	51.28%	52.32%	48.06%	46.73%
時津町	常住する就業・通学者数	15,669	15,894	16,435	16,176	15,796
	長崎市へ通勤・通学	6,203	6,371	6,742	6,650	6,222
	長崎市への依存率	39.59%	40.08%	41.02%	41.11%	39.39%

(出典：総務省「国勢調査」)

図表17 近隣自治体の長崎市への通勤通学の状況

\*昼夜間人口比率

常住人口100人当たりの昼間人口の割合であり、100を超えているときは通勤・通学人口の流入超過、100を下回っているときは流出超過を示している。

\*連携中枢都市圏構想

相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣の市町村と連携し、コンパクト化とネットワーク化により「経済成長のけん引」、「高次都市機能の集積・強化」及び「生活関連機能サービスの向上」を行うことにより、一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成することを目的とした国の施策。長崎市、長与町、時津町で形成。

\*夜間人口

常住地による人口

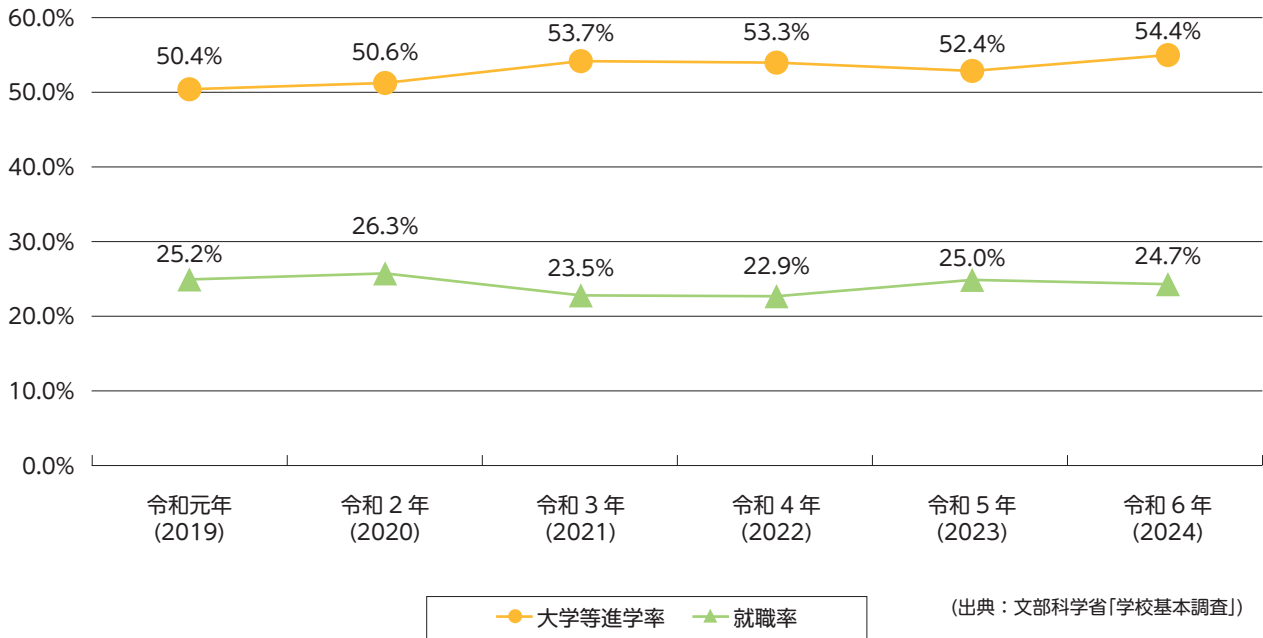
\*昼間人口

従業地、通学地による人口

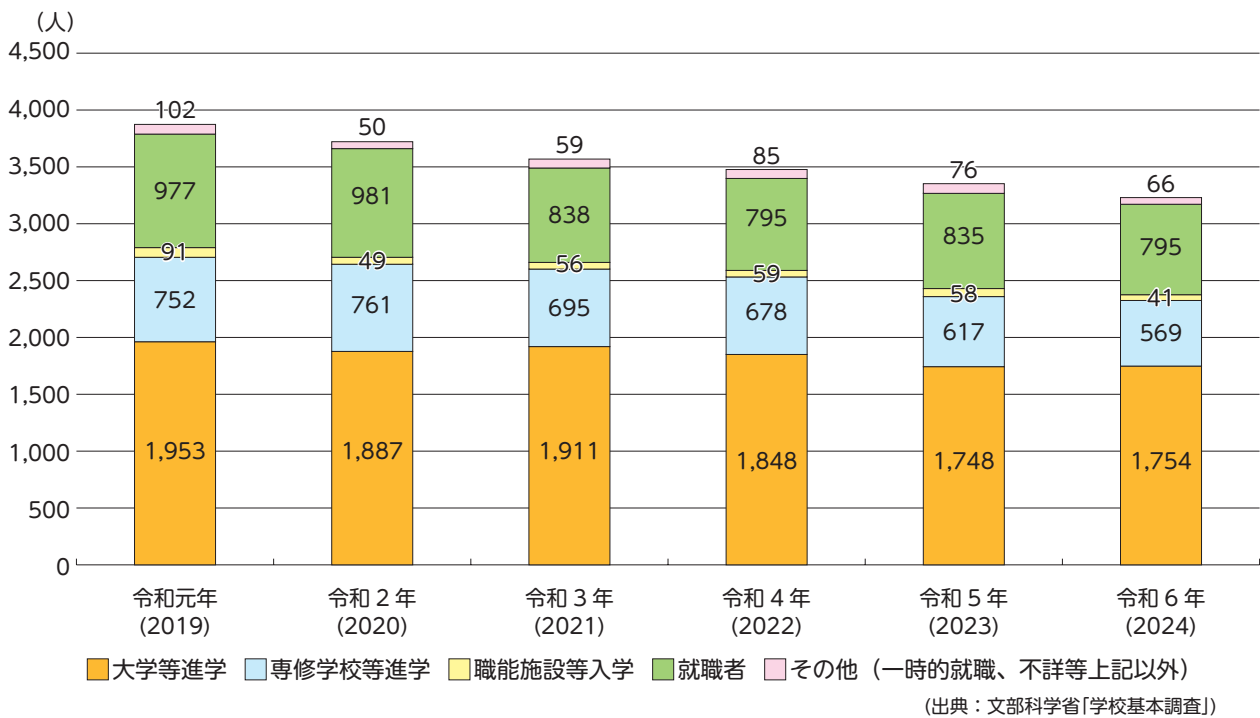
## 7 長崎市内高等学校卒業後の状況

### (1) 進学率、就職率及び進学・就職別卒業状況

- 大学等進学率は、近年50%程度で推移しており、令和6年は54.4%で、前年より2.0ポイント上昇している。
- 就職率は、近年25%前後で推移しており、令和6年は24.7%で、前年より0.3ポイント低下している。



図表18 市内高校生の大学等進学率及び就職率

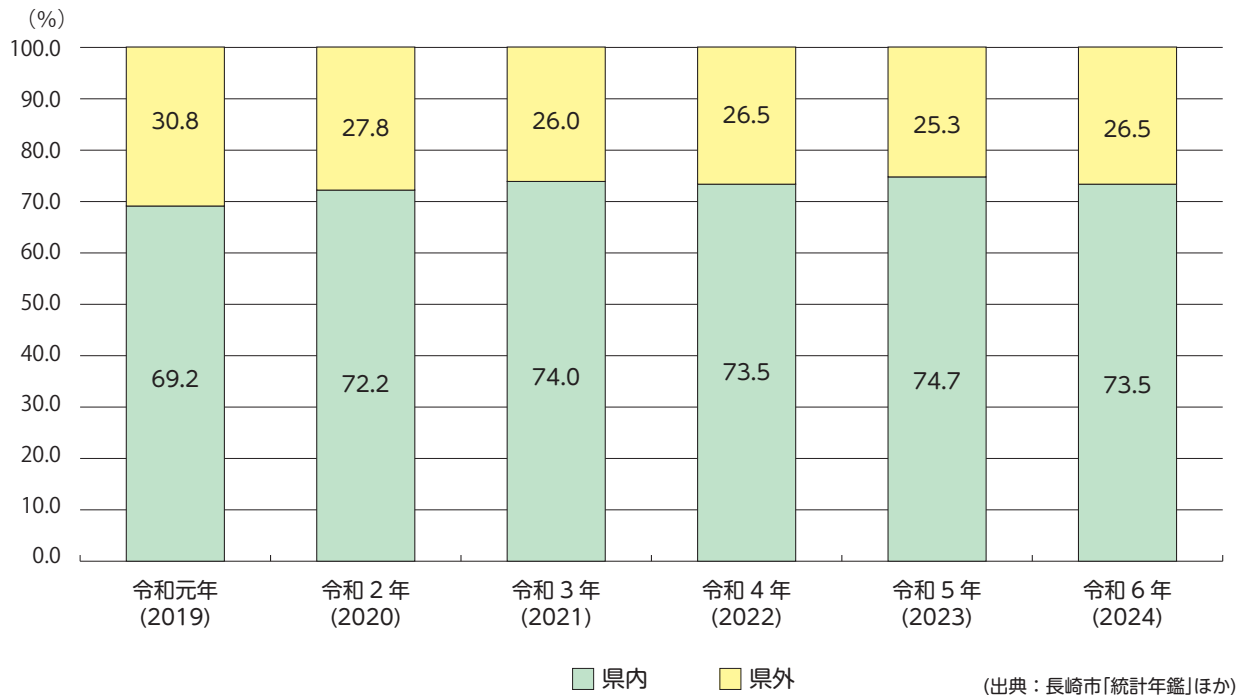


図表19 市内高校生の卒業後の進路

## (2) 県内、県外別就職状況

●就職割合は、県内就職が約70%、県外就職が約30%で推移している。

●就職者数は、令和6年は、県内就職が584人で、前年より40人減少、県外就職が211人で、前年と同数だった。



図表20 県内、県外別就職割合

区分	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
県内	682	709	622	586	624	584
県外	303	273	218	211	211	211
総数	985	982	840	797	835	795

※大学等進学者、専修学校等進学者及び職能施設等入学者のうち、就職している者を含む

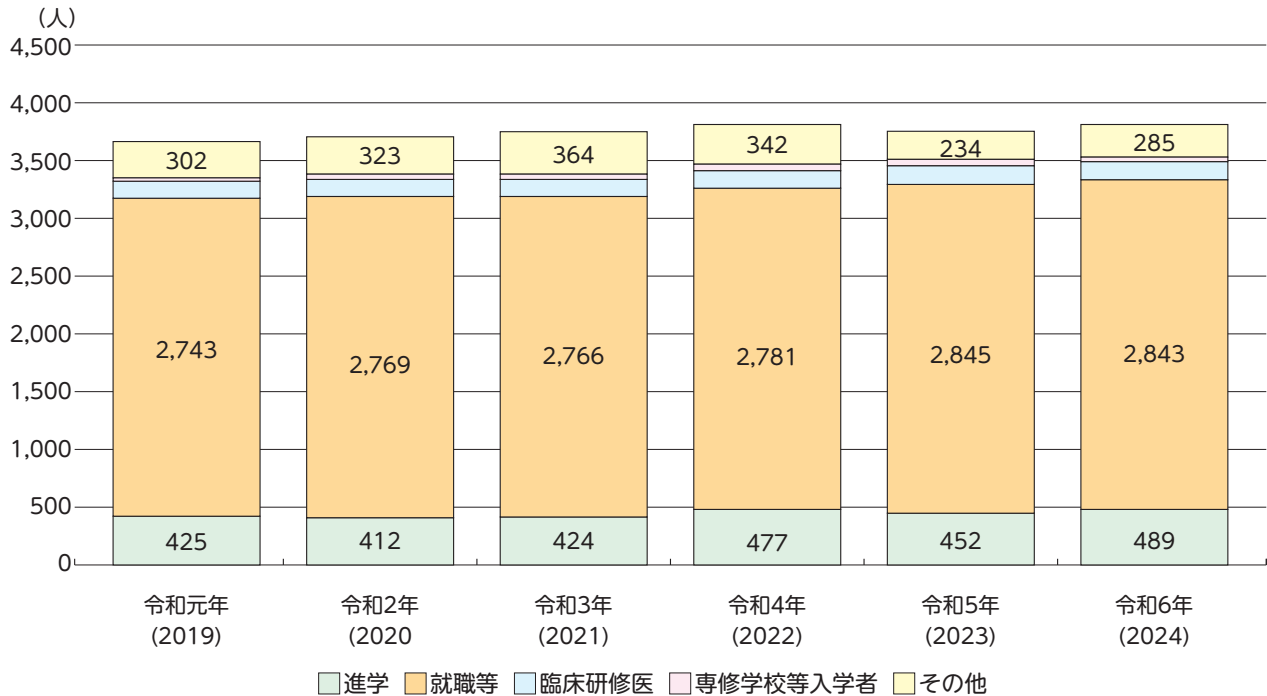
(出典：長崎市「統計年鑑」ほか)

図表21 県内、県外別就職者数

## 8 長崎県内大学、短期大学卒業後の状況

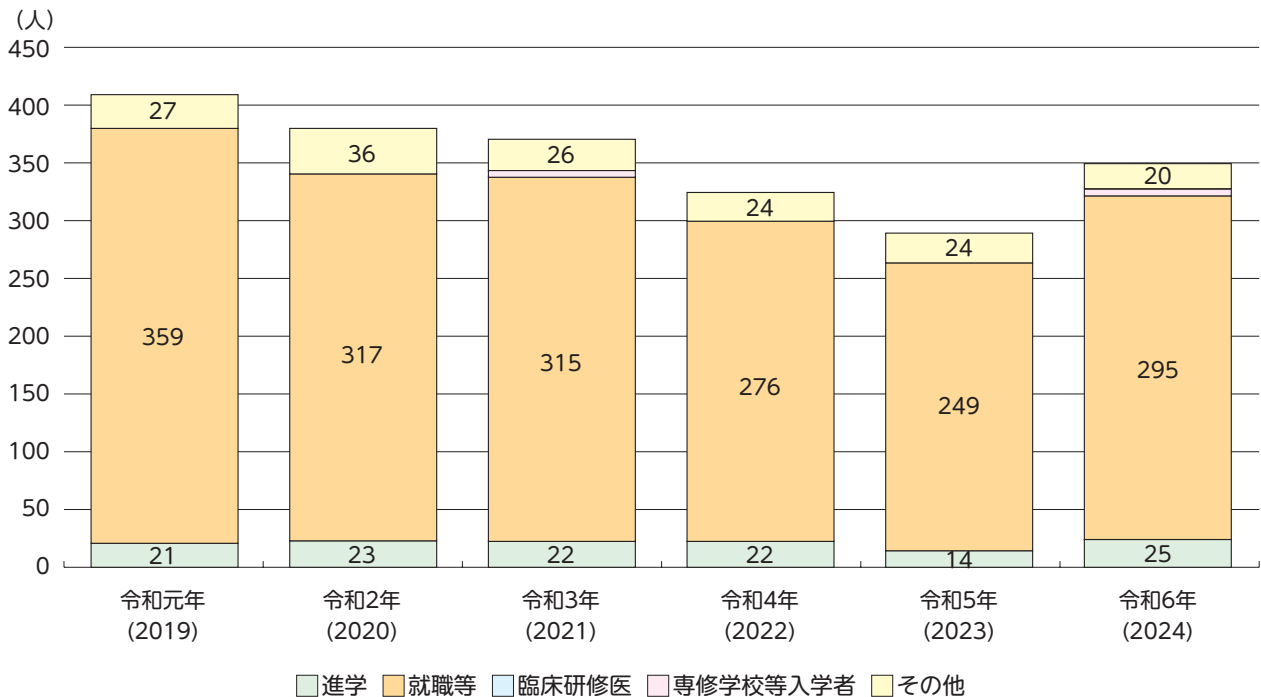
### (1) 卒業後の進路

●就職割合は、大学卒業者が約75%、短期大学卒業者が約85%で推移している。また、大学卒業者の約10%は進学している状況。



(出典：文部科学省「学校基本調査」)

図表22 卒業後の進路 (大学)

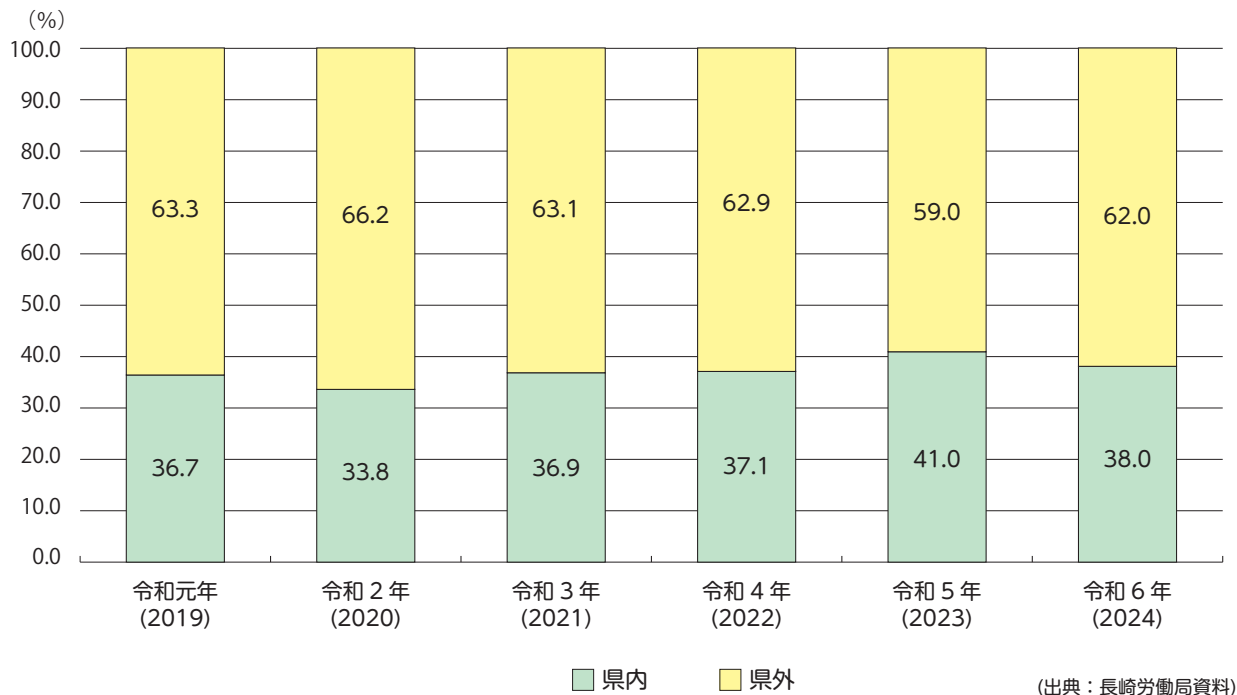


(出典：文部科学省「学校基本調査」)

図表23 卒業後の進路 (短期大学)

## (2) 県内、県外別就職状況

● 県内大学の県内就職率は、令和2年以降、増加傾向に転じていたが、令和6年大卒者の県内就職率は38.0%と、前年比3.0ポイント減となった。



図表24 県内、県外別就職割合

## 9 その他

人口動態等に関するその他の資料については、長崎市のホームページで公表しています。

(URL) : <https://www.city.nagasaki.lg.jp/page/77915.html>



## 2 策定の経過

### (1) 長崎市総合計画策定条例

平成23年の地方自治法の改正により、総合計画の基本部分である基本構想の策定義務がなくなり、総合計画を策定するか否かは市町村の判断に委ねられることになりました。

長崎市においては、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、また、市民等と協働してまちづくりに取り組むための共通の指針として総合計画の策定は必要であるとの考えのもと、「長崎市総合計画策定条例」を定め、「長崎市第五次総合計画」を策定しました。

#### ○長崎市総合計画策定条例（令和2年3月19日 条例第1号）

（趣旨）

第1条 この条例は、本市の総合計画の策定に關し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 基本構想、基本計画及び実施計画からなる本市の最上位の計画をいう。
- (2) 基本構想 本市の将来の都市像、まちづくりの方針等を定める基本的な構想をいう。
- (3) 基本計画 基本構想に基づく本市の各種施策を体系的に示す計画をいう。
- (4) 実施計画 基本計画において定めた各種施策を実施するための具体的な事業を示す計画をいう。

（総合計画の策定）

第3条 市長は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、総合計画を策定するものとする。

（審議会からの意見聴取）

第4条 市長は、基本構想又は基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、長崎市附属機関に関する条例（昭和28年長崎市条例第42号）別表第1に規定する長崎市総合計画審議会の意見を聴くものとする。

（議会の議決）

第5条 市長は、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、議会の議決を経なければならない。

（総合計画の公表）

第6条 市長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、速やかに、これを公表するものとする。

（総合計画との整合）

第7条 本市は、個別の行政分野における施策の基本的な事項を定める個別計画等を策定し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

（委任）

第8条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則 この条例は、公布の日から施行する。

## (2) 長崎市総合計画審議会 / 長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会

### ○長崎市附属機関に関する条例

(昭和28年10月6日 条例第42号)

(趣旨)

第1条 この条例は、法律、政令又は他の条例に定めがあるものを除くほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づき、附属機関の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 執行機関及び上下水道事業管理者（以下「執行機関等」という。）は、別表第1のとおり附属機関を設置する。

2 前項に規定するものを除くほか、執行機関等は、必要に応じて、別表第2に掲げる種類の附属機関を設置する。

(委任)

第3条 附属機関の組織、運営、報酬及び費用弁償の額その他必要な事項は、別に定めがあるものを除くほか、附属機関の属する執行機関等が定める。

別表第1（第2条関係）

附属機関の属する執行機関等	名称	担当事務
市長	長崎市総合計画審議会	本市の総合計画の策定及び施策の評価に関する重要事項の調査審議に関すること。

### ○長崎市総合計画審議会規則

(昭和44年5月28日 規則第27号)

(趣旨)

第1条 この規則は、長崎市附属機関に関する条例（昭和28年長崎市条例第42号）第3条の規定に基づき、長崎市総合計画審議会（以下「審議会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員45人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のいずれかのうちから市長が委嘱する。

- (1) 労働・雇用環境を所管する行政機関を代表する者
- (2) 農業関係団体を代表する者
- (3) 水産業関係団体を代表する者
- (4) 不動産・建設業関係団体を代表する者
- (5) 商工業関係団体を代表する者
- (6) 観光関係団体を代表する者

- (7) 交通・輸送関係団体を代表する者
- (8) 医療・保健関係団体を代表する者
- (9) 福祉・介護関係団体を代表する者
- (10) 地域活動団体を代表する者
- (11) 教育関係団体を代表する者
- (12) 芸術・文化関係団体を代表する者
- (13) スポーツ関係団体を代表する者
- (14) 子ども・青少年育成関係団体を代表する者
- (15) 労働関係団体を代表する者
- (16) 消費者関係団体を代表する者
- (17) 金融関係団体を代表する者
- (18) 防災関係団体を代表する者
- (19) 防犯関係団体を代表する者
- (20) 環境関係団体を代表する者
- (21) 平和関係団体を代表する者
- (22) 人権啓発関係団体を代表する者
- (23) 国際交流関係団体を代表する者

- (24) 情報発信関係団体を代表する者
  - (25) 学識経験のある者
  - (26) 移住者
  - (27) 市民
- 3 市長は、前項第27号に掲げる委員の選任に当たっては、公募の方法により、これを行うものとする。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前条第2項第1号から第24号までに掲げる者のうちから委嘱された委員が、それぞれ同項の相当規定に該当する者でなくなつたときは、前2項に定める任期中であつても、当該委員の委嘱は解かれたものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、委員の任期については、委嘱の際現に委員である者の任期満了の日を勘案し、必要があると認めるときは、2年を超えない期間とすることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選とする。

(会長及び副会長の職務)

第5条 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

(会議の成立)

第7条 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(議事)

第8条 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係人の出席)

第9条 審議会は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(結果報告)

第10条 会長は、調査審議が終わつたときは、速やかにその結果を市長に報告しなければならない。

(部会)

第11条 審議会は、必要があると認めるときは、その担当事務を分掌させるため、部会を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員をもつて組織し、部会長は、当該部会の委員の互選による。

3 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における調査審議の経過及び結果を審議会に報告しなければならない。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから、あらかじめ部会長が指名する者がその職務を代理する。

5 前各項に定めるもののほか、部会の運営について必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

(庶務)

第12条 審議会の庶務は、企画政策部都市経営室において処理する。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則 (略)

# ○長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会規則

(平成27年7月17日 規則第82号)

(令和7年6月4日 廃止)

(趣旨)

第1条 この規則は、長崎市附属機関に関する条例（昭和28年長崎市条例第42号）第3条の規定に基づき、長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会（以下「審議会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のいずれかのうちから市長が委嘱する。

- (1) 産業関係団体を代表する者
- (2) 労働・雇用環境を所管する行政機関を代表する者
- (3) 学識経験のある者
- (4) 金融機関を代表する者
- (5) 労働関係団体を代表する者
- (6) 報道関係団体を代表する者
- (7) 子ども・青少年育成関係団体を代表する者
- (8) 不動産関係団体を代表する者
- (9) 市民

3 市長は、前項第9号に掲げる委員の選任に当たっては、公募の方法により、これを行うものとする。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前条第2項第1号、第2号及び第4号から第8号までに掲げる者のうちから委嘱された委員が、それぞれ同項の相当規定に該当する者でなくなつたときは、前2項に定める任期中であっても、当該委員の委嘱は解かれたものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、委員の任期については、委嘱の際現に委員である者の任期満了の日を勘案し、必要があると認めるときは、2年を超えない期間とすることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係人の出席等)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は関係人に資料の提出を求めることができる。

(結果報告)

第7条 会長は、審議が終わつたときは、速やかにその結果を市長に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、企画政策部長崎創生推進室において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

附 則 (略)

※第五次総合計画後期基本計画の策定が本格化した令和6年8月以降の審議会委員名簿を掲載しています。  
任期：令和5年7月1日から令和7年6月30日まで

## 第1部会（事務分担：まちづくりの方針A、B）

赤瀬 浩（部会長）	活水女子大学国際文化学部	教授
泉 猛	株式会社長崎経済研究所	調査研究部主任研究員
尾崎 眞理子	被爆体験を語り継ぐ永遠（とわ）の会	副代表
桐野 耕一	NPO法人長崎コンプラドール	理事長
久野 隆紹	長崎日蘭協会	事務局長
平井 杏奈	移住者	
升本 由美子	公益財団法人長崎平和推進協会	副理事長
村木 昭一郎（副会長）	一般社団法人長崎国際観光コンベンション協会	会長

## 第2部会（事務分担：まちづくりの方針D、E）

青野 悠	長崎県弁護士会	弁護士
有馬 一郎	一般社団法人長崎県建築士会	長崎支部長
井手 瑳智子	公益社団法人全国消費生活相談員協会	
奥村 公子	特定非営利活動法人環境カウンセリング協会長崎	理事
蒲原 新一（部会長）	長崎総合科学大学総合情報学部	教授
小柳 伸一郎	長崎市防犯協会連合会	評議員
中村 聖三	長崎大学大学院工学研究科	教授
峯 比呂志	一般社団法人長崎県バス協会	専務理事
森 正	長崎市消防団	第14分団 分団長

## 第3部会（事務分担：まちづくりの方針F、G）

合澤 憲一郎	長崎人権擁護委員協議会	常務委員
岩永 堅之進	公益財団法人長崎市スポーツ協会	副会長
大岩 道子	長崎市青少年育成連絡協議会	副会長
大久保 一哉	社会福祉法人長崎市社会福祉協議会	事務局長
草野 由美子	長崎市退職校長会	副会長
小岩 靖彦	長崎市PTA連合会	副会長
佐藤 かおる 平川 礎恵	(~R7.5.15) (R7.5.16~) 長崎労働局雇用環境・均等室	室長
谷 美絵	一般社団法人長崎市心身障害者団体連合会	副会長
早川 航一	一般社団法人長崎市医師会	理事
堀内 伊吹（部会長）	長崎県音楽連盟	運営委員長
松本 雄一郎	長崎市地域包括支援センター連絡協議会	副会長
矢内 琴江 木下 直子	(~R7.5.15) (R7.5.16~) 長崎大学ダイバーシティ推進センター	副センター長/ダイバーシティ コーディネーター/准教授 ダイバーシティコーディネーター/准教授

## 第4部会（事務分担：まちづくりの方針C、H）

犬塚 純一	市民公募委員	
久保 大人	長崎西彼農業協同組合	担い手支援センター課長
小林 一久	長崎市漁業協同組合長連絡協議会	委員
小林 信博	長崎県立大学情報システム学部	教授
境 文博	株式会社十八親和銀行	地域振興部 調査役
杉原 敏夫（部会長）	長崎大学	名誉教授（経済学部）
西野 輝夢	日本労働組合総連合会長崎県連合会	長崎地域協議会事務局長
西村 宣彦（会長）	長崎大学	執行役員 人文社会学域長 経済学部 教授
福重 武弘 末續 友基	(~R7.5.15) (R7.5.16~) 公益財団法人 長崎県産業振興財団	常務理事 兼 企業誘致推進本部長
松尾 英昭	土井首地区コミュニティ協議会	会長
松永 安市	長崎商工会議所	専務理事
水野尾 賢一 末永 裕之	(~R7.1.8) (R7.1.9~) 長崎広告業協会	会長

任期：令和7年7月1日から令和9年6月30日まで

## 第1部会（事務分担：まちづくりの方針A、B）

赤瀬 浩（部会長）	活水女子大学国際文化学部	教授
泉 猛	株式会社長崎経済研究所	調査研究部主任研究員
尾崎 真理子	被爆体験を語り継ぐ永遠（とわ）の会	副代表
樫山 周一	長崎日蘭協会	事務局長
桐野 耕一	NPO法人長崎コンプラドール	理事長
末永 裕之	長崎広告業協会	会長
升本 由美子	公益財団法人長崎平和推進協会	副理事長
村木 昭一郎（副会長）	一般社団法人長崎国際観光コンベンション協会	会長
山田 彩	移住者	

## 第2部会（事務分担：まちづくりの方針D、E）

青野 悠	長崎県弁護士会	弁護士
大串 寿	長崎市消防団	副団長
大橋 逸子	公益社団法人全国消費生活相談員協会	
奥村 公子	特定非営利活動法人環境カウンセリング協会長崎	理事
蒲原 新一（部会長）	長崎総合科学大学総合情報学部	教授
中川 進吾	長崎市防犯協会連合会	評議員
中村 聖三	長崎大学大学院工学研究科	教授
丸本 和泉	市民公募委員	
峯 比呂志	一般社団法人長崎県バス協会	専務理事
山口 聡	公益社団法人長崎県宅地建物取引業協会	長崎支部運営委員

### 第3部会 (事務分担：まちづくりの方針F、G)

合澤 憲一郎	長崎人権擁護委員協議会	常務委員
岩永 堅之進	公益財団法人長崎市スポーツ協会	副会長
大久保 一哉	社会福祉法人長崎市社会福祉協議会	事務局長
木下 直子	長崎大学ダイバーシティ推進センター	ダイバーシティコーディネーター/准教授
草野 由美子	長崎市退職校長会	副会長
小岩 靖彦	長崎市PTA連合会	副会長
谷 美絵	一般社団法人長崎市中心身障害者団体連合会	副会長
中本 年信	長崎市青少年育成連絡協議会	
早川 航一	一般社団法人長崎市医師会	理事
堀内 伊吹 (部会長)	長崎県音楽連盟	運営委員長
松尾 肇浩	一般社団法人長崎市保育会	副会長
松本 雄一郎	長崎市地域包括支援センター連絡協議会	副会長

### 第4部会 (事務分担：まちづくりの方針C、H)

犬塚 純一	市民公募委員	
久保 大人	長崎西彼農業協同組合	担い手支援センター課長
小林 一久	長崎市漁業協同組合長連絡協議会	委員
小林 信博	長崎県立大学情報システム学部	教授
坂口 由芽	市民公募委員	
末續 友基	公益財団法人 長崎県産業振興財団	常務理事 兼 企業誘致推進本部長
成瀬 博文	株式会社十八親和銀行	地域振興部 副部長
西野 輝夢 (～R7.8.6)		
津崎 祐希 (R7.8.7～R7.12.2)	日本労働組合総連合会長崎県連合会	長崎地域協議会事務局長
立山 哲朗 (R7.12.3～)		
西村 宣彦 (会長)	長崎大学	執行役員 人文社会学域長 経済学部 教授
平川 礎恵	長崎労働局雇用環境・均等室	室長
松尾 英昭	土井首地区コミュニティ協議会	会長
松永 安市	長崎商工会議所	専務理事

1  
計画の  
策定にあたって

2  
基本構想

3  
後期  
基本計画

A

B

C

D

E

F

G

H

4

まち・ひと・しごと  
創生総合戦略

1

2

3

5

資料編

○長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会委員名簿（五十音順・敬称略・団体・役職名は就任当時）

※第五次総合計画後期基本計画の策定が本格化した令和6年8月以降の審議会委員名簿を掲載しています。

任期：令和5年6月4日から令和7年6月3日まで

※令和7年6月4日以降は長崎市総合計画審議会において審議を行いました。

石橋 剛史		日本労働組合総連合会長崎県連合会	長崎地域協議会事務局次長
岡田 裕正（会長）		長崎大学経済学部	教授
岡部 聖二		長崎市漁業協同組合長連絡協議会	
尾上 雅彦		有限会社明生興産	代表取締役
境 文博		株式会社十八親和銀行	地域振興部 調査役
佐藤 かおる	(~ R7.5.7)	長崎労働局雇用環境・均等室	室長
平川 礎恵	(R7.5.8~)		
品川 正之介		公募市民	
高橋 佳子		長崎商工会議所青年部	会長
塚島 宏明		長崎旅館ホテル組合	理事
朝長 孝至		長崎文化放送株式会社	本社営業部長
中野 一英		長崎県次世代情報産業クラスター協議会	会長
平岡 透（副会長）		長崎県立大学情報システム学部	教授
細川 英樹		株式会社日本政策金融公庫長崎支店	支店長兼国民生活事業統轄
堀田 敏郎		長崎市PTA連合会	顧問
股張 一男		一般社団法人長崎国際観光コンベンション協会	常務理事
松尾 肇浩		一般社団法人長崎市保育会	副会長
溝内 美保子		長崎市子育て支援ネットワーク連絡会	
村田 聡		株式会社長崎経済研究所	調査研究部 部長
山口 聡		公益社団法人長崎県宅地建物取引業協会長崎支部	運営委員
吉田 雅美		市民公募委員	

### (3) 前期基本計画及び第2期総合戦略の検証

後期基本計画及び第3期総合戦略は、前計画の各施策の振り返りを行い、その内容について長崎市総合計画審議会及び長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会等から意見をいただきながら策定してきました。

施策の評価結果及び審議会からの意見等については、長崎市のホームページで公表しています。

(URL) : <https://www.city.nagasaki.lg.jp/page/76422.html>



1  
計画の  
策定にあたって

2  
基本  
構想

3  
後期  
基本  
計画

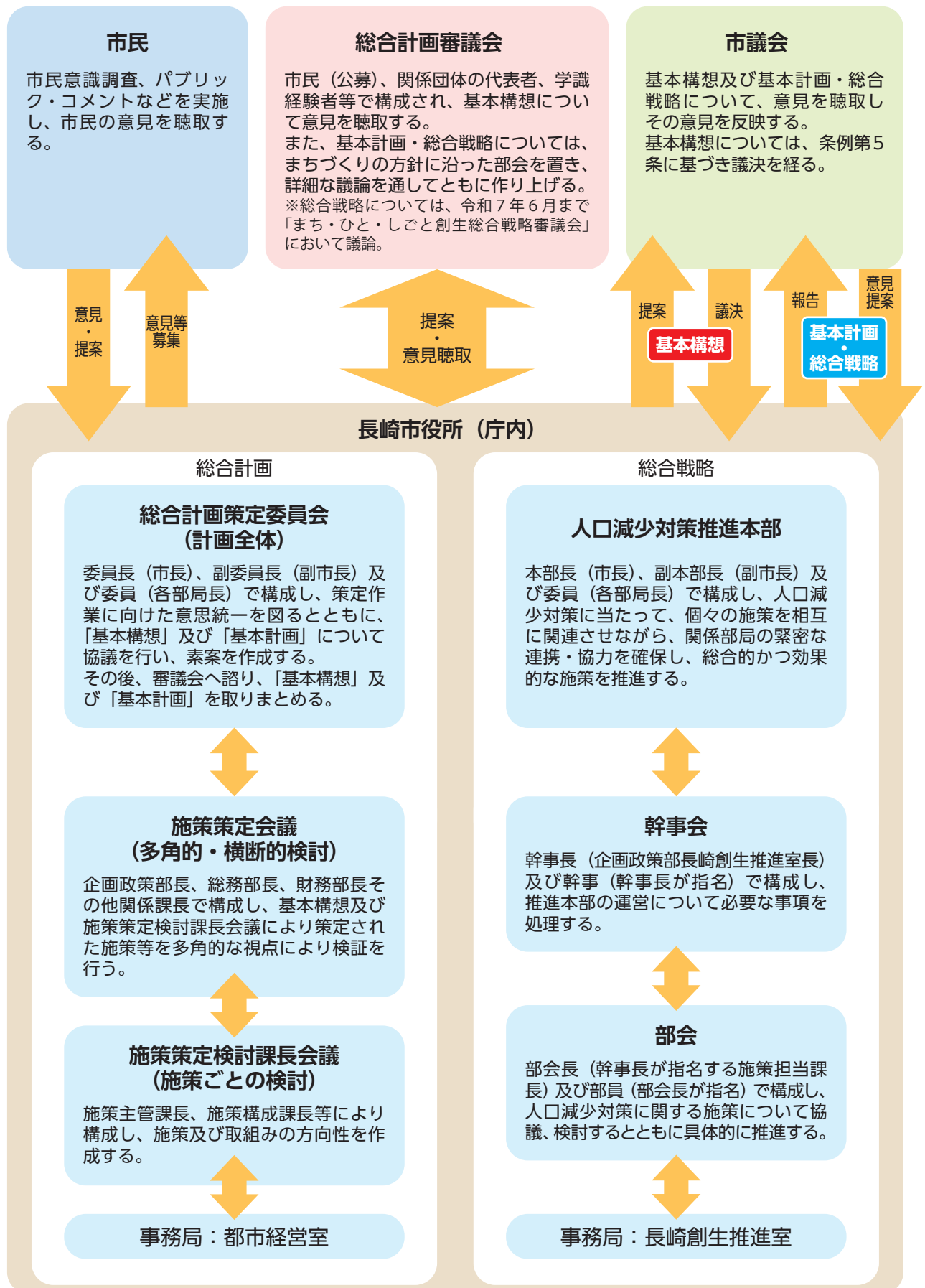
A  
B  
C  
D  
E  
F  
G  
H

4  
まち・ひと・しごと  
創生  
総合  
戦略

1  
2  
3

5  
資料  
編

## (4) 策定体制



## (5) 策定に係る会議等の実績

年度	日時	会議名	内容
令和6年度	7月8日	令和6年度第1回総合計画策定委員会 令和6年度第1回人口減少対策推進本部会議	・後期基本計画の策定の進め方について ・第3期総合戦略の策定の進め方について
	7月11日	令和6年度総合計画審議会第1回リーダー会議	・後期基本計画策定スケジュールについて ・部会の進め方について
	7月23日	令和6年度第1回施策策定検討課長会議	・後期基本計画策定の進め方について
	7月23日	令和6年度第1回まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会	・第2期総合戦略の評価及び検証について (基本目標2及び基本目標3の評価及び検証)
	7月24日	令和6年度第2回まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会	・第2期総合戦略の評価及び検証について (基本目標1及び特定目標の評価及び検証)
	8月22日	令和6年度総合計画審議会第1回全体会	・後期基本計画策定スケジュールについて ・部会の進め方について
	8月26日 ～ 10月9日	令和6年度総合計画審議会各部会 (第1回、第2回)	・前期基本計画の振り返り
	9月24日	市議会総務委員会所管事項調査	・「次期まち・ひと・しごと創生総合戦略」および「第五次総合計画後期基本計画」の策定について
	10月9日	令和6年度第3回まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会	・第2期総合戦略の評価及び検証について ・第3期総合戦略の骨子について
	10月16日	令和6年度第2回施策策定検討課長会議	・後期基本計画施策体系案の作成について
	11月14日	令和6年度第4回まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会	・第3期総合戦略について
	11月14日 ～ 11月21日	令和6年度総合計画審議会各部会 (第3回)	・後期基本計画体系案の検討
	12月20日	令和6年度第2回総合計画策定委員会	・策定の進捗状況について ・後期基本計画の体系の考え方について ・後期基本計画の施策体系案について ・今後のスケジュールについて
	2月3日	令和6年度総合計画審議会第2回全体会	・後期基本計画の体系案について
	2月3日	令和6年度第5回まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会	・第2期総合戦略期間の延長について
	3月10日	市議会総務委員会所管事項調査	・長崎市第五次総合計画後期基本計画の策定状況について ・第2期長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略期間の延長について

1  
計画の  
策定にあたって

2  
基本構想

3  
後期  
基本計画

A

B

C

D

E

F

G

H

4  
まち・ひと・しごと  
創生総合戦略

1

2

3

5  
資料編

年度	日時	会議名	内容
令和7年度	5月20日 ～ 5月30日	令和7年度総合計画審議会各 部会 (第1回)	・後期基本計画の素案について
	5月28日	令和7年度第1回まち・ひと・ しごと創生総合戦略審議会	・第2期総合戦略の改訂について ・総合計画審議会への引き継ぎについて
	6月23日	市議会総務委員会所管事項調査	・第五次総合計画後期基本計画の素案について
	6月30日	令和7年度総合計画審議会第1 回全体会	・後期基本計画の素案について
	8月27日	令和7年度総合計画審議会第2 回全体会	(委員改選に伴い) ・総合計画と総合戦略の概要について ・両計画の策定状況について
	10月14日	令和7年度第1回総合計画策定 委員会 令和7年度第1回人口減少対策 推進本部会議	・総合計画・総合戦略の策定経過について ・計画の構成について ・素案(総合計画部分)に対する議会・審議会からの意見 について ・人口ビジョン・素案(総合戦略部分)について
	10月24日	令和7年度総合計画審議会第3 回全体会	・人口ビジョン・素案(総合戦略部分)について
	11月25日 ～ 12月25日	パブリック・コメント	・第五次総合計画後期基本計画(素案)、第3期まち・ひと・ しごと創生総合戦略(素案)について
	12月8日	市議会総務委員会所管事項調査	・長崎市第五次総合計画後期基本計画の策定状況及びまち・ ひと・しごと創生総合戦略の素案について
	3月9日	市議会総務委員会所管事項調査	・長崎市第五次総合計画後期基本計画及び第3期まち・ひ と・しごと創生総合戦略について
3月26日	審議結果報告	・第五次総合計画後期基本計画及び第3期総合戦略の審議 結果報告	

## (6) 後期基本計画・第3期総合戦略策定に係るパブリック・コメント

### パブリック・コメント

※詳しくは市ホームページに掲載しています。

<https://www.city.nagasaki.lg.jp/page/74111.html> ⇒



#### ●実施内容

長崎市基本構想を実現するための各種施策を体系づけた長崎市第五次総合計画後期基本計画及び第3期総合戦略について、市民の皆様から多くのご意見をいただきました。

#### ●実施時期等

- 1 意見の募集期間：令和7年11月25日(火)～令和7年12月25日(木)
- 2 意見提出者数：8名

1  
計画の  
策定にあたって

2  
基本構想

3  
後期  
基本計画

A  
B  
C  
D  
E  
F  
G  
H

4  
まち・ひと・しごと  
創生総合戦略

1  
2  
3

5  
資料編

### 3 指標一覧

後期基本計画及び第3期総合戦略の各施策・各基本目標のページには、代表的な指標のみを掲載しておりますが、具体的な取組みの達成度を測る補完的な指標も定めており、すべての指標の一覧を長崎市のホームページで公表しています。

なお、指標については、施策の進捗状況や社会経済情勢の変化等に応じて、適宜、目標値の見直しや新たな指標の設定などを行います。

(URL) : <https://www.city.nagasaki.lg.jp/page/76411.html>



### 4 個別計画の策定状況

後期基本計画の各施策に関連する個別計画のうち、各分野における大きな方針や方向性等を定めた計画の一覧を長崎市のホームページで公表しています。

(URL) : <https://www.city.nagasaki.lg.jp/page/76424.html>



## 5 「連携して進める主な施策」 整理表

基本計画では、基本構想で定めたまちづくりの方針に沿って各種施策を体系づけていますが、それぞれの施策を効果的に推進するためには、複数の分野で横断的に連携し、取り組んでいくことが重要です。

このため、施策間で連携することにより、相互の施策の効果が増幅される施策を「連携して進める主な施策」として表現し、意識して取り組んでいきます。

また、施策の推進にあたっては、企業や大学、地域の関係団体など、まちづくりに関わるあらゆる主体の連携をさらに深め、複数の分野を俯瞰する広い視野をもって取組みを進めていきます。

施策 / その内容		A1	A2	A3	B1	B2	C1	C2	C3	D1	D2	E1	E2	E3	E4	F1	F2	F3	F4	F5	F6	F7	G1	G2	G3	G4	H1	H2
A1	地域の個性を守り、伝え、活かします						●							●									●					
A2	交流のための都市機能を高め、賑わいを創出し、観光まちづくりを進めます						●			●													●					
A3	国際交流を推進し、互いの文化を理解することで、国際性を豊かにします						●	●															●					
B1	被爆の実相を伝え続けます	●																					●					
B2	核兵器廃絶の実現に向け行動するとともに、平和の文化を醸成します			●																					●	●		
C1	地場事業者の成長を支援します		●	●																							●	
C2	新たな産業活力を生み出します		●	●							●																	
C3	水産農林業を環境変化に強く次世代につながる持続可能な産業にします		●								●												●					
D1	ゼロカーボンシティ長崎の実現に向けた取組みを進めます						●					●		●														
D2	自然環境や資源を守り大切に社会の実現に向けた取組みを進めます																						●	●			●	
E1	地域の連携・協力を促進し、防災体制を充実します																	●	●								●	
E2	犯罪、事故などのトラブルに遭わない地域をつくれます																						●				●	
E3	快適な暮らしやすい市街地を形成します		●								●																	●
E4	移動しやすい環境をつくれます		●				●				●																	

施策 / その内容		A1	A2	A3	B1	B2	C1	C2	C3	D1	D2	E1	E2	E3	E4	F1	F2	F3	F4	F5	F6	F7	G1	G2	G3	G4	H1	H2	
F1	人権が尊重され、様々な分野で男女が参画するまちづくりを進めます						●																	●	●				
F2	高齢者が安心して自分らしい暮らしを続けられる地域づくりを進めます													●	●														●
F3	障害者が安心して自分らしく暮らせるまちづくりを進めます											●															●	●	
F4	子どもが夢や希望を持って健やかに成長できるまちづくりを進めます						●	●																	●				
F5	原爆被爆者等の援護を充実します				●	●																							
F6	生活困窮者等に必要な支援を充実します																								●				●
F7	こころもからだも健康で安心して暮らせるまちづくりを進めます											●														●			●
G1	新たな時代を生き抜く子どもを育みます			●	●														●										
G2	だれもが生涯を通じていきいきと学べる社会をつくれます							●										●											●
G3	スポーツ・レクリエーション活動を推進します					●														●			●						
G4	芸術文化あふれる暮らしを創出します					●													●										
H1	多様な主体が情報共有しながら参画と協働によるまちづくりを進めます	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
H2	市民に信頼される市役所にします	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

# 6 「総合計画と総合戦略の関係性」 整理表

本市が将来にわたって活力のある都市として在り続けるためには、人口減少という大きな課題に対応し、地方の活性化に注力して取り組んでいかなければなりません。これまで、本市では総合計画と別に「長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定していましたが、後期基本計画からまち・ひと・しごと創生総合戦略を総合計画に組み込み、一体的に推進していきます。

それに伴い、両計画の関係性を整理しています。

施策 / 基本目標		第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略										
		基本目標1				基本目標2			基本目標3			
		具体的施策 (1)	具体的施策 (2)	具体的施策 (3)	具体的施策 (4)	具体的施策 (1)	具体的施策 (2)	具体的施策 (3)	具体的施策 (1)	具体的施策 (2)	具体的施策 (3)	
		地場企業・産業の支援	新たな産業の創出	交流の進化	移住促進・関係人口の創出・拡大	結婚希望者への支援	こども・子育て支援	教育環境の充実	安全安心で暮らしやすいまちの基盤づくり	市民が主体の暮らしやすい地域づくり	地域資源を活かした魅力あるまちづくり	
第 五 次 総 合 計 画	A1	地域の個性を守り、伝え、活かします										●
	A2	交流のための都市機能を高め、賑わいを創出し、観光まちづくりを進めます			●							
	A3	国際交流を推進し、互いの文化を理解することで、国際性を豊かにします							●			
	B1	被爆の実相を伝え続けます							●			
	B2	核兵器廃絶の実現に向け行動するとともに、平和の文化を醸成します										
	C1	地場事業者の成長を支援します	●		●							
	C2	新たな産業活力を生み出します		●		●						
	C3	水産農林業を環境変化に強く次世代につながる持続可能な産業にします	●									
	D1	ゼロカーボンシティ長崎の実現に向けた取組みを進めます							●			
	D2	自然環境や資源を守り大切に社会の実現に向けた取組みを進めます										
	E1	地域の連携・協力を促進し、防災体制を充実します							●	●		
	E2	犯罪、事故などのトラブルに遭わない地域をつくりま								●		
	E3	快適な暮らしやすい市街地を形成します							●			
	E4	移動しやすい環境をつくりま							●			
後 期 基 本 計 画	F1	人権が尊重され、様々な分野で男女が参画するまちづくりを進めます	●					●				
	F2	高齢者が安心して自分らしい暮らしを続けられる地域づくりを進めます										
	F3	障害者が安心して自分らしく暮らせるまちづくりを進めます										
	F4	こどもが夢や希望を持って健やかに成長できるまちづくりを進めます					●	●				
	F5	原爆被爆者等の援護を充実します										
	F6	生活困窮者等に必要な支援を充実します										
	F7	こころもからだも健康で安心して暮らせるまちづくりを進めます										
	G1	新たな時代を生き抜く子どもを育みます							●			
	G2	だれもが生涯を通じていきいきと学べる社会をつくりま										●
	G3	スポーツ・レクリエーション活動を推進します										●
G4	芸術文化あふれる暮らしを創出します										●	
H1	多様な主体が情報共有しながら参画と協働によるまちづくりを進めます				●					●		
H2	市民に信頼される市役所にします											

1 計画の策定にあたって

2 基本構想

3 後期基本計画

A  
B  
C  
D  
E  
F  
G  
H

4 まち・ひと・しごと創生総合戦略

1  
2  
3

5 資料編

## 7 後期基本計画とSDGsの関係

SDGsのゴールは、例えば、雇用を確保[ゴールNo. 8]することが、貧困の解決[ゴールNo. 1]や飢餓の解決[ゴールNo. 2]につながるといったように、相互に関連しています。

第五次総合計画後期基本計画に掲げる施策とSDGsの17のゴールの関係の主なものは次のとおりであり、今後は、SDGs相互の関連も意識した施策連携の視点をもちながら、「めざす2030年の姿」とSDGsの達成を一体的に推進していきます。

SDGsの17のゴール		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	
		1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任つかう責任	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさを守ろう	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナリーシップで目標を達成しよう	
A1	地域の個性を守り、伝え、活かします				●				●			●							●
A2	交流のための都市機能を高め、賑わいを創出し、観光まちづくりを進めます				●			●	●				●						●
A3	国際交流を推進し、互いの文化を理解することで、国際性を豊かにします				●							●						●	●
B1	被爆の実相を伝え続けます																	●	●
B2	核兵器廃絶の実現に向け行動するとともに、平和の文化を醸成します																	●	●
C1	地場事業者の成長を支援します								●	●									●
C2	新たな産業活力を生み出します								●	●		●							●
C3	水産農林業を環境変化に強く次世代につながる持続可能な産業にします		●						●	●			●		●	●			●
D1	ゼロカーボンシティ長崎の実現に向けた取組みを進めます			●	●		●	●	●	●		●	●	●	●	●			●
D2	自然環境や資源を守り大切に社会の実現に向けた取組みを進めます				●		●		●			●	●	●	●	●			●
E1	地域の連携・協力を促進し、防災体制を充実します			●								●		●					●
E2	犯罪、事故などのトラブルに遭わない地域をつくります			●	●	●						●	●					●	●
E3	快適な暮らしやすい市街地を形成します						●			●		●		●	●	●			●
E4	移動しやすい環境をつくります			●						●		●		●					●

SDGsの17のゴール		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	
		貧困をなくそう	飢餓をゼロに	すべての人に健康と福祉を	質の高い教育をみんなに	ジェンダ―平等を現実にしよう	安全な水とトイレを世界中に	エネルギーをみんなにそしてクリーンに	働きがいも経済成長も	産業と技術革新の基盤をつくろう	人や国の不平等をなくそう	住み続けられるまちづくりを	つくる責任つかう責任	気候変動に具体的な対策を	海の豊かさを守ろう	陸の豊かさを守ろう	平和と公正をすべての人に	パートナーシップで目標を達成しよう	
F1	人権が尊重され、様々な分野で男女が参画するまちづくりを進めます				●	●			●		●						●	●	
F2	高齢者が安心して自分らしい暮らしを続けられる地域づくりを進めます			●					●		●	●							●
F3	障害者が安心して自分らしく暮らせるまちづくりを進めます	●		●					●		●	●							●
F4	子どもが夢や希望を持って健やかに成長できるまちづくりを進めます	●	●	●	●	●			●		●	●						●	●
F5	原爆被爆者等の援護を充実します			●							●								
F6	生活困窮者等に必要な支援を充実します	●	●	●	●				●		●								●
F7	こころもからだも健康で安心して暮らせるまちづくりを進めます			●			●					●			●				●
G1	新たな時代を生き抜く子どもを育みます				●	●					●							●	●
G2	だれもが生涯を通じていきいきと学べる社会をつくります				●						●	●							●
G3	スポーツ・レクリエーション活動を推進します			●								●							●
G4	芸術文化あふれる暮らしを創出します				●	●					●	●						●	●
H1	多様な主体が情報共有しながら参画と協働によるまちづくりを進めます					●													●
H2	市民に信頼される市役所にします								●	●		●							●

1 計画の策定にあたって

2 基本構想

3 後期基本計画

- A
- B
- C
- D
- E
- F
- G
- H

4 まち・ひと・しごと創生総合戦略

- 1
- 2
- 3

5 資料編

# 8 総合計画策定の系譜



14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 R元 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13

2002 2003 2004 2005 2006 2007 2008 2009 2010 2011 2012 2013

**長崎市第三次総合計画  
長崎市基本構想**

**策定期期** 平成12年12月22日 **目標年次** 平成22年度

**基本目標**  
都市像  
活力と潤いにあふれ、  
歴史がいきづく  
交流拠点都市・長崎

**長崎市第四次総合計画  
長崎市基本構想**

**策定期期** 平成22年12月13日 **目標年次** 令和3年度\*

**基本目標**  
都市像  
個性輝く世界都市  
希望あふれる人間都市  
まちづくりの基本姿勢  
つながりと創造で  
新しい長崎へ

**長崎市第五次総合計画  
長崎市基本構想**

**策定期期** 令和3年3月9日 **目標年次** 令和12年度

**基本目標**  
都市像  
個性輝く世界都市  
希望あふれる人間都市  
まちづくりの基本姿勢  
つながりと創造で  
新しい長崎へ

\*第四次総合計画期間は、新型コロナウイルスの影響で1年間延長。

**前期  
基本計画**

**策定期期** 平成13年3月

**計画期間** 平成13年度  
～平成17年度

**後期  
基本計画**

**策定期期** 平成17年12月

**計画期間** 平成18年度  
～平成22年度

**前期  
基本計画**

**策定期期** 平成23年3月

**計画期間** 平成23年度  
～平成27年度

**後期  
基本計画**

**策定期期** 平成28年3月

**計画期間** 平成28年度  
～令和3年度\*

**前期  
基本計画**

**策定期期** 令和4年2月

**計画期間** 令和4年度  
～令和7年度

**後期  
基本計画**

**策定期期** 令和8年3月

**計画期間** 令和8年度  
～令和12年度

**長崎県長期総合計画**

**策定期期** 平成12年8月

**目標年次** 平成22年度

**基本理念**  
豊かな地域力を活かし、自立共生  
する長崎県づくり

**長崎県  
総合計画**

**策定期期** 平成22年12月

**目標年次** 平成27年度

**基本理念**  
人が輝く、産業が  
輝く、地域が輝く  
長崎県づくり

**長崎県  
総合計画**

**策定期期** 平成27年12月

**目標年次** 令和2年度

**基本理念**  
人、産業、地域が  
輝くたくましい長  
崎県づくり

**長崎県  
総合計画**

**策定期期** 令和3年3月

**目標年次** 令和7年度

**基本理念**  
人、産業、地域を結び、  
新たな時代を生き抜く  
力強い長崎県づくり

**長崎県  
総合計画**

**策定期期** 令和7年12月

**目標年次** 令和12年度

**基本理念**  
ながさきの誇りと希望  
を力に、みんなが夢あ  
ふれる未来をひらく

**21世紀の国土のグランドデザイン(全総)**

**策定期期** 平成10年3月31日

**目標年次** 平成22年から27年(2010～2015年)

**国土の  
グランドデザイン  
2050**

**策定期期** 平成26年7月 **目標年次** 令和22年

**国土形成計画  
(全国計画)**

**策定期期** 平成20年7月 **目標年次** 概ね10年間

**国土形成計画  
(全国計画)**

**策定期期** 平成27年8月 **目標年次** 概ね10年間

**国土形成計画  
(全国計画)**

**策定期期** 令和5年7月 **目標年次** 概ね10年間

**九州圏広域地方計画**

**策定期期** 平成21年8月 **目標年次** 概ね10年間

**九州広域地方計画**

**策定期期** 平成28年3月 **目標年次** 概ね10年間

**九州圏広域地方計画**

**策定期期** 令和8年3月 **目標年次** 概ね10年間

# 長崎市第五次総合計画

[後期基本計画／第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略]

発行年月：令和8年（2026年）3月

発行：長崎市

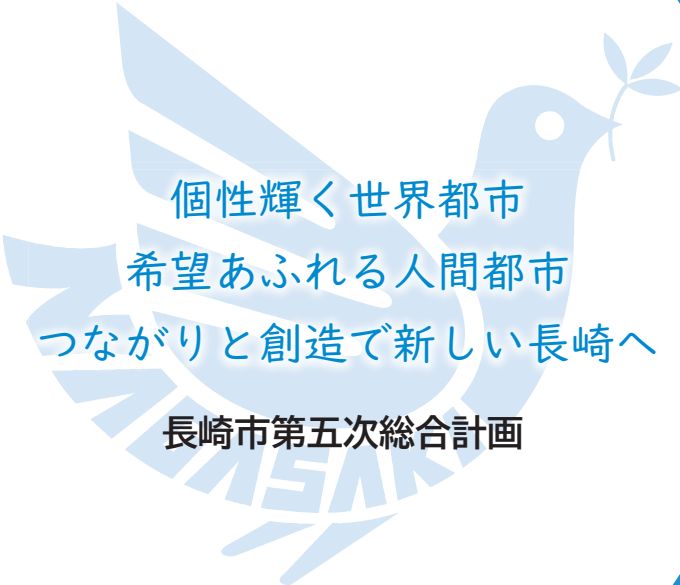

編集：長崎市企画政策部 都市経営室・長崎創生推進室

〒850-8685 長崎市魚の町4-1

TEL：095-829-1111 FAX:095-829-1112

ホームページ：https://www.city.nagasaki.lg.jp

印刷：株式会社クイックプリント



個性輝く世界都市  
希望あふれる人間都市  
つながりと創造で新しい長崎へ  
長崎市第五次総合計画

長崎市 企画政策部 都市経営室・長崎創生推進室

〒850-8685 長崎市魚の町4-1

TEL 095-829-1111 FAX 095-829-1112

ホームページ <https://www.city.nagasaki.lg.jp>

長崎市第五次総合計画は  
ホームページでも公開しています。

